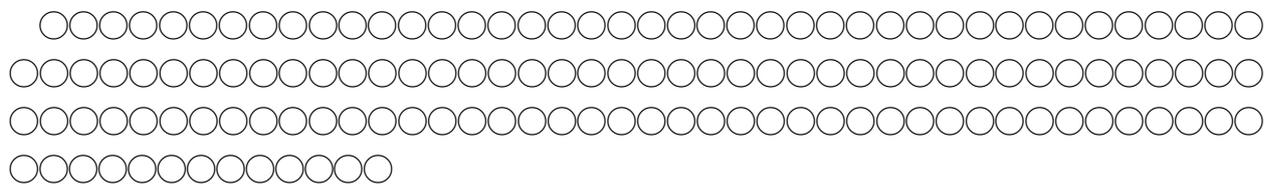


第2次輪島市総合計画（後期基本計画）
（案）

はじめに



目次

序章

1 第2次輪島市総合計画 （後期基本計画）策定の趣旨	2
2 計画の期間と構成	3
（1）計画の期間	3
（2）計画の構成	3
3 時代の潮流	4
4 輪島らしさ（強み）	4
（1）世界に冠たる「輪島塗」のまち	4
（2）「朝市」を拠点とする観光のまち	4
（3）世界農業遺産「能登の里山里海」を育むまち	4
5 後期基本計画の3つの視点	5
（1）輪島市における自治体SDGs施策の推進	5
（2）総合戦略との一本化	5
（3）時代の変化への対応	5

基本構想編

施策体系	8
まちづくりの基本的な考え方	10
（1）まちづくりの基本理念	11
（2）輪島市の将来像	11
（3）基本方針について	11
（4）定住人口（将来人口）の目標	12
（5）交流人口（観光客入込概数）の目標	13

基本計画編

基本計画編の見方	16
----------	----

I. 安全・安心・快適なまちづくり

I-1 持続可能なまちづくり	18
I-2 安全・安心なまちづくり	36
I-3 自然・景観の保全・活用	46

II. 活力を生み出すまちづくり

II-1 戦略的交流による地域振興	52
II-2 活力に富む産業振興	60
II-3 多様な就労機会の創出	72

III. 健やかに過ごすまちづくり

III-1 女性が活躍できるまちづくり	76
III-2 地域で支え合う福祉の増進	80
III-3 生涯の健康づくり	88

IV. ふるさとを学び誇るまちづくり

IV-1 困難に打ち克つ人づくり	94
IV-2 伝統・文化を次代につなぐ	106

V. 市民と行政の協働によるまちづくり

V-1 行政経営基盤の強化	110
V-2 さらなる協働によるまちづくりの展開	114

参考資料

1 SDGsの17の目標	120
2 策定の経過	122
3 策定体制	122
4 輪島市総合計画条例	123
5 輪島市総合計画審議会規則	125
6 輪島市総合計画審議会 委員名簿	126

序 章

基本構想編

基本計画編

参考資料



1 第2次輪島市総合計画策定の趣旨

本市は、平成19年3月に策定した第1次輪島市総合計画（以下「第1次総合計画」という。）において、平成28年を目標年次とする市の将来像、まちづくりの基本的な考え方を示した基本構想と取り組む施策を基本計画として2編にとりまとめました。基本計画は、平成19年度から平成23年度までを「前期」、平成24年度から平成28年度までを「後期」として位置づけ、目まぐるしい速度で変化する社会情勢等を考慮し、平成24年度に基本構想に示した将来像を実現するため、「後期基本計画」を策定しました。

さらに、平成27年度には、国が掲げる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）等を勘案しつつ、本市における課題や地域特性を踏まえ、平成27年から31年度までの5年間における本市独自の「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」をとりまとめました。

こうした中、第2次輪島市総合計画（以下「本計画」という。）では、第1次総合計画及び総合戦略で掲げた政策分野の重要性を尊重し、基本的な考え方を踏襲しつつ、本市らしさを今後10年間の施策展開に活かし、よりよい成果が得られるよう、基本構想と基本計画の2編により、諸施策のあり方をとりまとめることとしました。

2 計画の期間と構成

(1) 計画の期間

基本構想は、平成 29 年度 (2017 年度) を初年度とし、令和 8 年度 (2026 年度) を目標年次とする 10 年間の計画とします。

基本計画は、平成 29 年度から令和 3 年度までを「前期」、令和 4 年度から令和 8 年度までを「後期」と位置付け、5 年間の計画とします。

(2) 計画の構成

総合計画は、基本構想及び基本計画により構成します。

基本構想では、市のまちづくりの基本理念や市の将来像及びまちづくりに取り組む基本的な考え方を示します。

基本計画では、基本構想を実現していくための施策を体系的かつ具体的に示します。



3 時代の潮流

環境の世紀といわれて久しく、また、高度情報化の進展によりグローバルスタンダードがより身近となる一方、人口減少や高齢化等による人口構造の変化、さらには全国的に頻発する自然災害など、様々な想定外の出来事が、市民の暮らしや地域が育んできたコミュニティの再構築を迫る要因となってきています。

本市は、時代の変化に翻弄されることなく、これからも奥能登地域の中心的役割を果たし、歴史を重ねられるよう、将来像を見据えつつ、今後とも着実にまちづくりに取り組めます。

4 輪島市らしさ（強み）

（1）世界に冠たる「輪島塗」のまち

本市は、「輪島塗のまち」として全国、世界に知られ、地域のブランドイメージが形成されています。漆器産地としての有形無形の地域資源は、世界標準の価値や文化を発信しつつ、人の交流から多様なまちづくりへの展開が期待されます。



（2）「朝市」を拠点とする観光のまち

年間 60 万人超の観光客を迎える「朝市」は、のと里山空港や能越自動車道の延伸、北陸新幹線等の交通環境が拡充する中、金沢を誘客拠点の一つに形成される新たなゴールデンルートからの誘客においても、国内外からの誘客促進の要となることが期待されます。



（3）世界農業遺産「能登の里山里海」を育むまち

平成 23 年 6 月、石川県能登半島に広がる「能登の里山里海」が日本で初めて世界農業遺産に認定されました。そこで評価された、地域の人々の暮らしに根差す多様な資源の総合力が、地域に対する市民の愛着や誇りの醸成にもつながることが期待されます。



5 後期基本計画の3つの視点

(1) 輪島市における自治体SDGs施策の推進

2015年の「国連持続可能な開発サミット」において採択されたSDGs（持続可能な開発目標）手法を取り入れ、本計画が掲げる目標とSDGsが掲げる目標との関連性を明示することで、輪島市における自治体SDGs施策として、戦略的に取り組んでいきます。

(2) 総合戦略との一本化

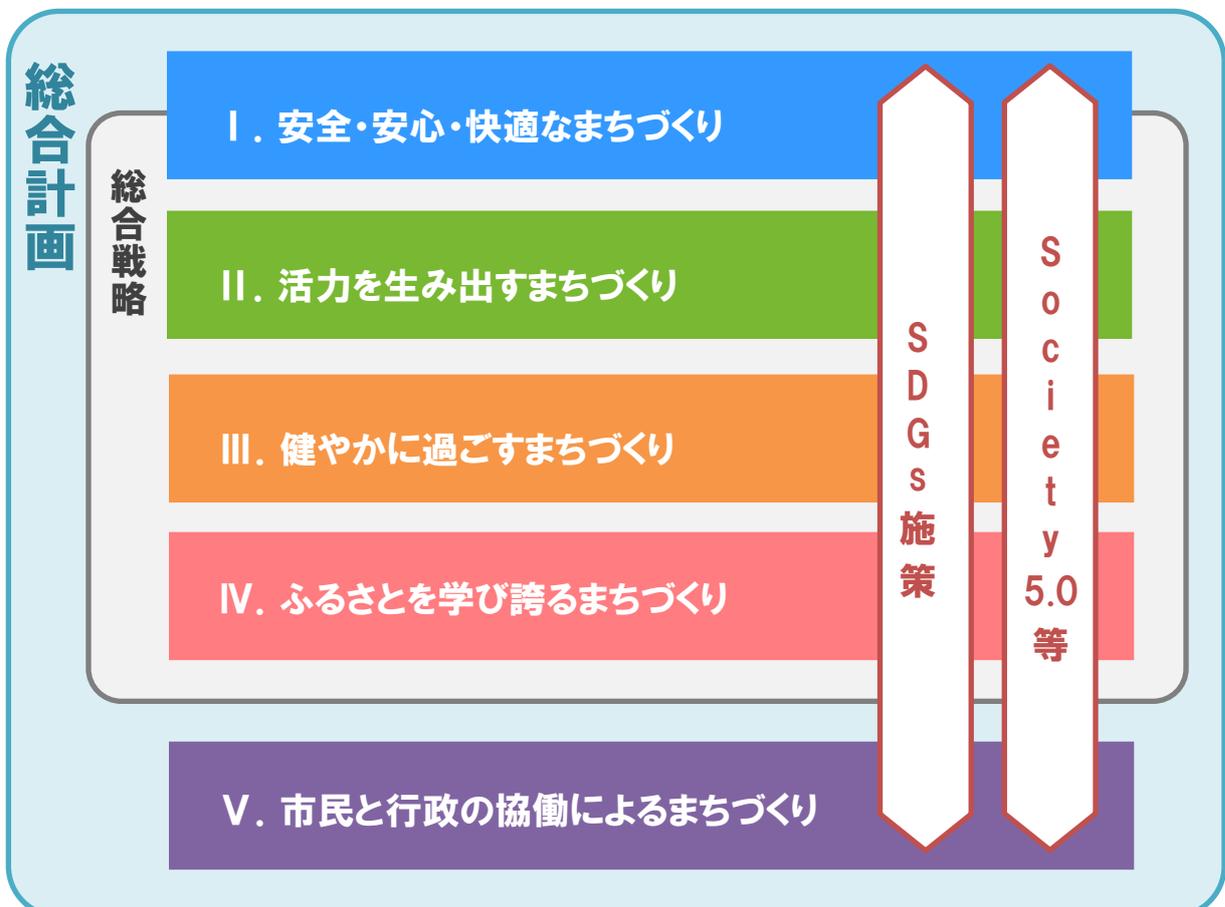
本計画は、令和元年度に改定した「輪島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含するものであることから、総合戦略に位置付けた目標・施策、【KPI】重要業績評価指標等を反映させたものとします。

併せて、令和元年12月に閣議決定された、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標・施策及び、令和3年6月に内閣府より示された「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」を反映させたものとします。

(3) 時代の変化への対応

現計画策定以降新たに策定または改定された各種計画、現下の社会情勢における様々なトレンド等をできるだけ反映するなど、時代の変化に的確に対応した計画とします。

例えば、国のデジタル戦略に呼応する地域における「Society5.0」の推進、コロナ禍による新しい生活様式への対応、森林環境税への対応等の視点を取り入れたものとします。



序
章

基本構想編

基本計画編

参考資料



基本理念

地域特性と市民の知恵を
最大に活かしたまちづくりの推進

将来像

“あい”の風がはぐくむ
快適・活気・夢のまち

基本方針

快適

I.
安全・安心・快適な
まちづくり

- I-1 持続可能なまちづくり
- I-2 安全・安心なまちづくり
- I-3 自然・景観の保全・活用

活気

II.
活力を生み出す
まちづくり

- II-1 戦略的交流による
地域振興
- II-2 活力に富む産業振興
- II-3 多様な就労機会の創出

夢

III.
健やかに過ごす
まちづくり

- III-1 女性が活躍できるまちづくり
- III-2 地域で支え合う福祉の増進
- III-3 生涯の健康づくり

夢

IV.
ふるさとを学び誇る
まちづくり

- IV-1 困難に打ち克つ人づくり
- IV-2 伝統・文化を次代につなぐ

夢

V.
市民と行政の協働
によるまちづくり

- V-1 行政経営基盤の強化
- V-2 さらなる協働による
まちづくりの展開

基本理念

地域特性と市民の知恵を最大に活かした
まちづくりの推進

将来像

“あい”の風がはぐくむ 快適・活気・夢のまち

基本方針

快適

I. 安全・安心・快適な
まちづくり

- I-1 持続可能なまちづくり
- I-2 安全・安心なまちづくり
- I-3 自然・景観の保全・活用

活気

II. 活力を生み出す
まちづくり

- II-1 戦略的交流による地域振興
- II-2 活力に富む産業振興
- II-3 多様な就労機会の創出

夢

III. 健やかに過ごす
まちづくり

- III-1 女性が活躍できるまちづくり
- III-2 地域で支え合う福祉の増進
- III-3 生涯の健康づくり

夢

IV. ふるさを学び誇る
まちづくり

- IV-1 困難に打ち克つ人づくり
- IV-2 伝統・文化を次代につなぐ

夢

V. 市民と行政の協働
によるまちづくり

- V-1 行政経営基盤の強化
- V-2 さらなる協働による
まちづくりの展開

(1) まちづくりの基本理念

本市は、第1次総合計画において、本市が有する豊かで美しい里山里海、匠の文化、ものづくり産業、個性豊かな祭り、伝統行事、文化遺産等の様々な地域資源を最大限に活用し、まちづくりを推進することをまちづくりの基本理念としました。

さらには、時代の流れに柔軟に対応しつつ、地域の課題を克服し、暮らしやすいまちづくりを進めるため、市民と行政が目標に向かって協働し、創意工夫によって活力に満ちたまちづくりを推進することも基本理念としていることから、本計画においても第1次総合計画で掲げたまちづくりの基本理念を踏襲することとします。

(2) 輪島市の将来像

本計画においても、第1次総合計画で掲げた「市民と行政が一体となって、連携・協働のもとに、“住んでみたい”、“ずっと住んでいたい”と思える「まち」を目指し、住んで楽しく、訪ねてうれしい、人が行き交い賑わいのある輪島市を創造するに当たって、まちづくりの基本理念と同様に、将来像を踏襲することとします。

「あいの風」は「あえの風」ともいい、日本海の沖合から陸へ吹く北東からの風のことで、古くは万葉集にも詠まれた「東風（あゆの風）」が転じたものです。かつて、あいの風を帆に受け、日本海を往来する北前船が、本市に活力と文化の多様性をもたらしました。

「あいの風」は、本計画においても本市のこれからのまちづくりに欠かせないキーワードであると考えています。

(3) 基本方針について

I. 安全・安心・快適なまちづくり

人口減少や高齢化、頻発する自然災害など、時代の変化に翻弄されることなく、これまでに地域が育んできたコミュニティ、豊かな自然や景観等を生かした安全・安心・快適なまちを目指します。

II. 活力を生み出すまちづくり

戦略的交流による地域振興、活力に富む産業振興、多様な就労機会の創出など、多様な交流機会から産業の担い手育成を進め、活力を生み出すまちを目指します。

III. 健やかに過ごすまちづくり

女性が活躍できるまち、地域で支え合う福祉の増進、生涯にわたる健康づくりを進めることで、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域の活力を高め、市民が健やかに過ごせるまちを目指します。

IV. ふるさとを学び誇るまちづくり

本市が有する自然豊かな里山里海や歴史と伝統文化を身近に感じることができる教育環境のもと、困難に打ち克つ人づくり、伝統・文化を次代につなぐ取り組みを通じて、市民の誰しものがふるさとを学び誇れるまちを目指します。

V. 市民と行政の協働によるまちづくり

成熟した地域社会において官民の役割分担を明らかにしつつ、行政経営基盤の強化とともに、これまで以上に市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

(4) 定住人口(将来人口)の目標

本市の人口は、令和2年(2020年)国勢調査によると24,608人であり、前回国勢調査時と比べると9.6%減少しています。ただし、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計手法(国勢調査結果を基準人口とするコーホート要因法)による推計(以下、「社人研推計」)では、平成27年(2015年)を基準年とした場合、令和2年(2020年)時点では24,125人と推計されており、これと比較した場合は483人上回る結果となっています。

しかし、依然として人口減少を抜本的に解消する状況には至っていません。社人研及び国の長期ビジョンでの推計においても、引き続き人口が減少する結果となっています。

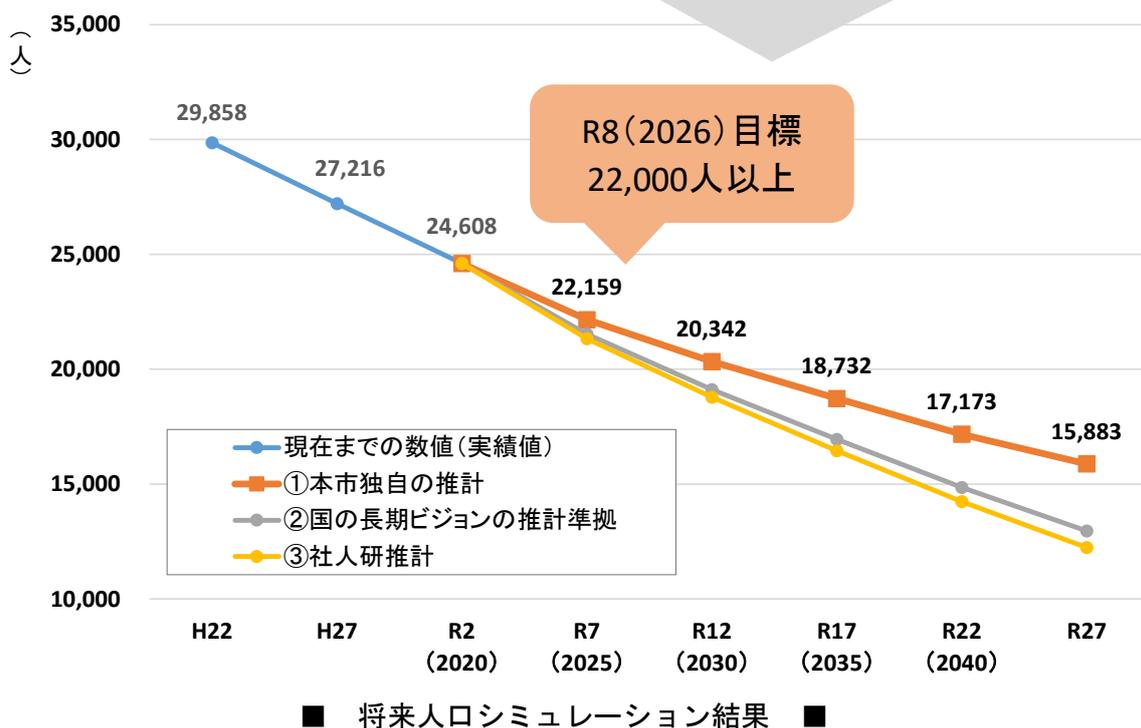
そこで、本市では、以下に示す「人口減少問題に取り組む3つの基本的視点」に掲げる諸施策を計画的に推進することで、合計特殊出生率を令和17年(2035年)に「2.07」、また、純移動数については、令和7年(2025年)に「0」、令和12年(2030年)以降は「微増」することを目指します。

以上を踏まえ、令和2年(2020年)国勢調査結果を基準とした推計を行い、令和8年(2026年)時点で「22,000人以上」の維持を将来人口の目標値として設定します。

さらに、長期目標である令和22年(2040年)時点の将来人口は「17,000人以上」を目指します。

《人口減少問題に取り組む3つの基本的視点》

1. 若い世代が安心して暮らせる環境の整備
2. 若い世代が安心して結婚・出産できる環境の整備
3. 移住者受け入れ体制の充実による定住の促進

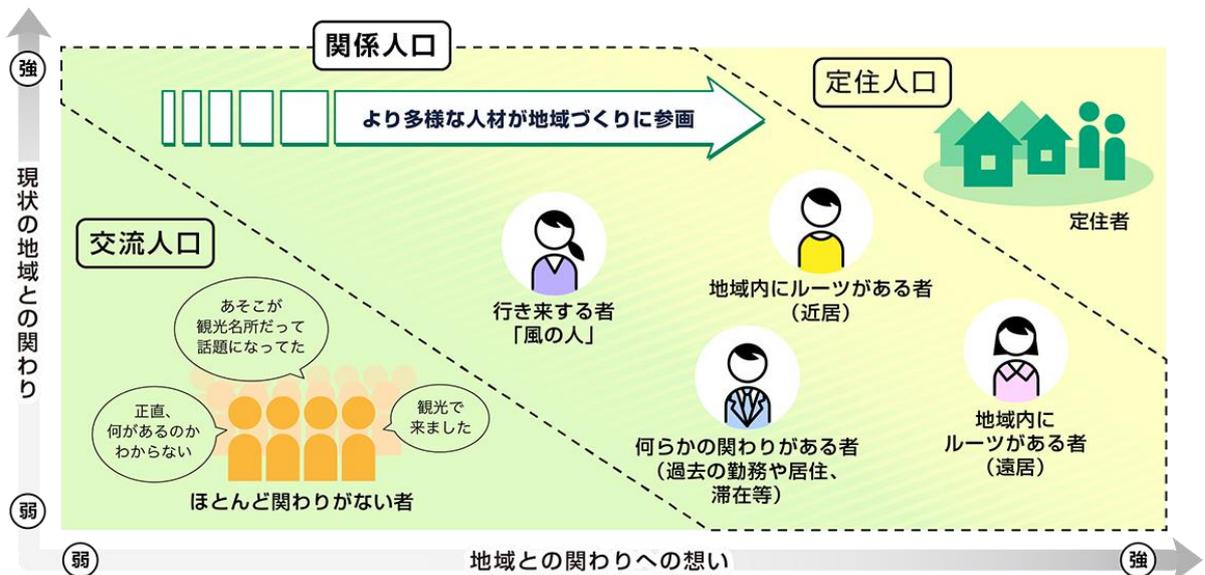
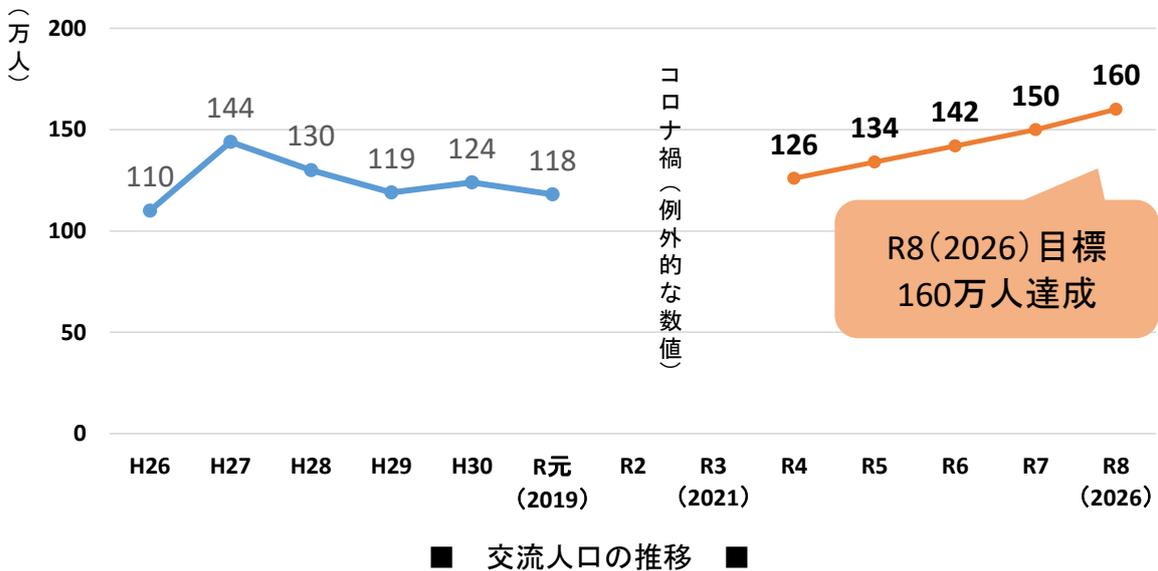


(5) 交流人口(観光客入込概数)の目標

本市のまちづくりにおける重要な指標のひとつである「交流人口」の目標値については、令和元年度(2019年度)に発生した新型コロナウイルス感染症拡大により、インバウンド需要や首都圏をはじめとする大都市圏からの誘客が大きく落ち込んだ影響で、前年度及び今年度については、極めて例外的な数値となっております。

このような状況下においても、決して希望を失うことなく、ウイズ・コロナ、アフター・コロナの視点に立ち、新しい生活様式に適合した観光施策を推進することで、令和8年度(2026年度)の交流人口160万人の達成を目指します。

加えて、地域と多様に関わる人々を指す「関係人口」の創出・拡大に努めることで、地域外の人材が地域づくりの担い手として活躍する、将来にわたって魅力と活力のある輪島市を目指します。



出典：総務省関係人口ポータルサイト

関係人口イメージ図

序 章

基本構想編

基本計画編

参考資料

I. 安全・安心・快適なまちづくり	I-1 持続可能なまちづくり								
<p>④ (3) 市街地整備の推進 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中心市街地の活性化と魅力ある快適なまちづくりに関する多様な取り組みと一体となった市街地整備を進めます。稼ぐ ○ 地域社会で居住者の誰もが健康で活動的な生活を送るとともに、必要に応じて継続的なケアが受けられる、新たな生活共同体づくりを支援します。 ○ 計画的な市街地整備とその実現に向けたルールづくり、居住環境の維持・増進体制の整備を一体とする良好な市街地の形成を支援します。 <p>⑤ 目標指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>単位</th> <th>現状値 (令和2年度)</th> <th>目標値 (令和8年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住誘導区域内の人口密度</td> <td>人/ha</td> <td>37.1</td> <td>33.5</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※現状値：令和2年度時点の概算を想定（異なる場合は、対象年度を記載）</small></p> <p>⑥ 参考 1:「鶴島市立地適正化計画」の概要</p> <p>■計画期間 2017年（平成29年）から2035年（令和17年）</p> <p>■基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 用途地域を中心としたエリアを中心拠点として位置づけ、市街地及び外縁部に都市機能を集約するとともに、市街地への居住誘導を回り人口密度を維持することで、現行の都市サービス水準を維持する。 2. 中心拠点における利便性の確保のため、公共交通ネットワークの維持と、中心拠点と地域拠点を結ぶアクセス基盤を維持する。 <p>■居住誘導区域の設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 用途地域内で、公共交通（バス）利用圏に含まれる公共交通の利便性が高い区域 2. 居住の誘導に必要な医療・福祉・教育・商業等の各種施設が確保されている国道249号以北のエリア <p>■都市機能誘導区域の設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 居住誘導区域内かつ特別用途地区指定区域 2. マリタウン 3. 居住誘導区域外において、市街地での居住に必要な公共施設や市内外からの利用が想定される重要な医療拠点が含まれるエリア（鶴島市立中学校周辺及び鶴島市民病院周辺） 	指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	居住誘導区域内の人口密度	人/ha	37.1	33.5	<p>参考 2:「鶴島市都市計画マスタープラン」の概要</p> <p>■計画期間 2010年（平成22年）から2030年（令和12年）</p> <p>■基本理念 市民がつくる“あい”のまち鶴島</p> <p>■基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 郷土への愛着と生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり 2. 多様な地域資源の魅力を活かし、個性と誇いのあるまちづくり 3. 連携と交流による、協働のまちづくり <p>■地域別構想</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鶴島中央地区—鶴島の中心地として交流と賑わいのある地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ① 歴史的街並みや伝統産業と調和した魅力的な市街地の形成 ② マリタウンなどの新たな都市空間の整備促進 ③ 交流と賑わいを演出するウォークアブルシティ鶴島の推進 2. 鶴島西部地区—徳持寺祖院などの歴史・文化を受け継ぐ地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ① 徳持寺祖院周辺・黒島の街並みや閑居など、歴史・文化の継承 ② 旗山岬などの良好な自然景観の保全 ③ 自然環境と共生した安全で快適な街並みの形成 3. 鶴島東部地区—里山里海の継承と人々の交流が盛んな地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ① 曾々木海岸などの良好な自然景観の保全 ② 自然と調和した良好な農村・漁村集落景観の保存（里山の継承） ③ 歴史・文化などの観光資源を活かした交流拠点の創出 4. 鶴島南部地区—自然と調和した里山を受け継ぐ地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ① 自然環境に包まれた、良好な集落景観の保存（里山の継承） ② 鶴島市への主要な道路・堂前の五箇口として、交流拠点の創出 ③ 交通の利便性を活かした産学拠点の創出
指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)						
居住誘導区域内の人口密度	人/ha	37.1	33.5						

④ 詳細項目の内容

詳細項目の具体的な内容を記載しています。

また、国の「第2期総合戦略」と関わりを示すアイコンを示しています。

稼ぐ

交流

希望

魅力

人材

時流

稼ぐ：基本目標1：稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

交流：基本目標2：地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

希望：基本目標3：結婚・出産・子育ての希望をかなえる

魅力：基本目標4：ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

人材：横断目標a：多様な人材の活躍を推進する

時流：横断目標b：新しい時代の流れを力にする

⑤ 目標指標

目標指標は、施策の事業の達成すべき数値の現状値と目標数値を記載しています。

⑥ 参考

参考は、詳細項目の内容に示されている関連する計画の概要を記載しています。

I-1 持続可能なまちづくり

<p>1. 計画的なまちづくりの推進</p>  	<p>(1) 計画的な土地利用の推進…………… 12</p> <p>(2) 都市計画の推進…………… 12</p> <p>(3) 市街地整備の推進…………… 3</p>
<p>2. 豊かさを実感できる 住生活の実現</p>   	<p>(1) 定住促進対策の推進…………… 11</p> <p>(2) 多様な住宅の供給…………… 11</p> <p>(3) 住宅・建築物の居住性能の向上…………… 3 11</p> <p>(4) 公営住宅の適正な維持管理…………… 1 3</p>
<p>3. 道路網の整備・更新</p> 	<p>(1) 広域幹線道路網の整備…………… 11</p> <p>(2) 市内幹線道路の整備…………… 11</p> <p>(3) 身近な生活道路の整備…………… 11</p> <p>(4) 安全で快適な道路環境の維持・増進…………… 11</p>
<p>4. 交通ネットワークの整備・ 更新と公共交通機関の維持</p>  	<p>(1) のと里山空港の利用促進</p> <p>(2) バス輸送の維持…………… 9 11</p> <p>(3) 安全・安心な移動手段の確保と 持続可能な公共交通への転換…………… 9 11</p> <p>(4) 海上輸送の充実</p> <p>(5) 交通結節点の機能強化…………… 11</p>
<p>5. IoTの活用・推進</p>  	<p>(1) 地域情報化の推進…………… 16</p> <p>(2) 行政の I o T 対応促進</p> <p>(3) デジタル社会への対応促進…………… 9 16</p>
<p>6. 上下水道の普及・管理</p>  	<p>(1) 水道施設の整備・更新…………… 3 6</p> <p>(2) 下水道施設の適正な管理・運営…………… 3 6</p>
<p>7. 公園や緑地等の適切な管理</p>  	<p>(1) 公園・広場の適切な管理…………… 11</p> <p>(2) 緑のまちづくりの推進…………… 3 11</p>
<p>8. 移住・定住者受入体制の 充実と地域ブランドの発信</p> 	<p>(1) 移住・定住の受け入れ環境の充実…………… 11</p> <p>(2) 移住・定住情報と輪島の地域ブランドの 継続的な発信…………… 11</p>

1. 計画的なまちづくりの推進



本市の土地利用のうち、限られた宅地、多くの山林原野、優良農地を有効かつ計画的に活用し、コミュニティの維持増進を図りつつ、奥能登の中心にふさわしいまちづくりを目指します。

そのため、豊かな自然環境の保全・活用、中心市街地の賑わいづくり、集落機能の維持、雇用創出につながる企業誘致の受け皿確保など、地域特性に配慮しつつ、計画的かつ魅力的で秩序ある土地利用を進めます。



(1) 計画的な土地利用の推進 12

- 奥能登の中心都市として、存続可能な都市機能を確保しつつ、広域的に再編すべき都市機能の適正立地方針等を検討します。
- 分散する集落機能の堅持とともに、整合のとれた都市機能の集約など、計画的な土地利用の転換に努めます。
- 「輪島市立地適正化計画」(参考1)の基本方針に基づき、「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」において、それぞれ必要な都市機能集積を促進します。

(2) 都市計画の推進 12

- 「輪島市都市計画マスタープラン」(参考2)の基本理念及び基本方針に基づき、各地域の特徴を活かした都市施設の長寿命化や計画的更新など、都市計画事業を推進します。
- 公共施設の再編や公共用地の有効活用による都市機能の充実を図ります。
- 住民参加のまちづくりを進め、都市防災機能の強化や住環境の向上に努めます。

(3) 市街地整備の推進 3

- 中心市街地の活性化と魅力ある快適なまちづくりに関する多彩な取り組みと一体となった市街地整備を進めます。**魅力**
- 地域社会で居住者の誰もが健康で活動的な生活を送るとともに、必要に応じて継続的なケアが受けられる、新たな生活共同体づくりを支援します。
- 計画的な市街地整備とその実現に向けたルールづくり、居住環境の維持・増進体制の整備を一体とする良好な市街地の形成を支援します。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
居住誘導区域内の人口密度	人/ha	37.1	33.5

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）

参考1:「輪島市立地適正化計画」の概要

■計画期間

2017年（平成29年）から2035年（令和17年）

■基本方針

1. 用途地域を中心としたエリアを中心拠点として位置づけ、市街地及び外縁部に都市機能を集約するとともに、市街地への居住誘導を図り人口密度を維持することで、現行の都市サービス水準を維持する。
2. 中心拠点における利便性の確保のため、公共交通ネットワークの維持と、中心拠点と地域拠点を結ぶアクセス基盤を維持する。

■居住誘導区域の設定

1. 用途地域内で、公共交通（バス）利用圏域に含まれる公共交通の利便性が高い区域
2. 居住の誘導に必要な医療・福祉・教育・商業等の各種施設の利便性が確保されている国道249号以北のエリア

■都市機能誘導区域の設定

1. 居住誘導区域内かつ特別用途地区指定区域
2. マリントウン
3. 居住誘導区域外において、市街地での居住に必要な公共施設や市内外からの利用が想定される重要な医療拠点が含まれるエリア（輪島市立中学校周辺及び輪島市民病院周辺）

参考 2:「輪島市都市計画マスタープラン」の概要

■計画期間

2010年（平成22年）から2030年（令和12年）

■基本理念

市民がつくる“あい”のまち輪島

■基本目標

1. 郷土への愛着と生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり
2. 多様な地域資源の魅力を活かし、個性と潤いのあるまちづくり
3. 連携と交流による、協働のまちづくり

■地域別構想

1. 輪島中央地区－輪島の中心地として交流と賑わいのある地域づくり

- ①歴史的街並みや伝統産業と調和した魅力的な市街地の形成
- ②マリントウンなどの新たな都市空間の整備促進
- ③交流と賑わいを演出するウォークブルシティ輪島の推進

2. 輪島西部地区－總持寺祖院などの歴史・文化を受け継ぐ地域づくり

- ①總持寺祖院周辺・黒島の街並みや間垣など、歴史・文化の継承
- ②猿山岬などの良好な自然景観の保全
- ③自然環境と共生した安全で快適な街並みの形成

3. 輪島東部地区－里山里海の継承と人々の交流が盛んな地域づくり

- ①曾々木海岸などの良好な自然景観の保全
- ②自然と調和した良好な農村・漁村集落景観の保存（里山里海の継承）
- ③歴史・文化などの観光資源を活かした交流機会の創出

4. 輪島南部地区－自然と調和した里山を受け継ぐ地域づくり

- ①自然環境に包まれた、良好な集落景観の保存（里山の継承）
- ②輪島市への主要な陸路・空路の玄関口として、交流機会の創出
- ③交通の利便性を活かした産学拠点の創出

2. 豊かさを実感できる住生活の実現



高齢の単身・夫婦世帯の増加、核家族化が進行する中、市民の多様な住生活ニーズに応え、良好なストックを将来世代に継承できるよう、市民が豊かさを実感できる住生活の実現を目指します。

そのため、住宅困窮者に対して最低限の安全を保障し、良質な住まいの提供を図りつつ、空き家対策を含む住宅及び住環境の質的向上、並びに中古住宅を主とした健全な住宅市場の形成支援に取り組みます。

(1) 定住促進対策の推進 11

- 空き家・空き地データベースによる住まいの情報提供や、定住環境を整えるための支援を移住・定住希望者に行います。(参考3「輪島市空家等対策計画」) **交流** **魅力**
- 都市住民との交流人口増大や、UJIターン促進につながる本市の魅力をもPRする機会の拡充を図ります。 **交流** **魅力**
- 移住・定住希望者のための体験交流やモニターツアーなどの開催を促進します。 **交流** **魅力**
- 移住・定住世帯に対する奨励金の交付など、経済的な支援を行います。 **交流** **魅力**

(2) 多様な住宅の供給 11

- 多世代の同居または親子世帯の近居の促進などにつながる、良好な宅地及び住宅の供給に努めます。 **交流**
- 高齢者や子育て世帯、障害者世帯等が安心して暮らせる民間賃貸住宅市場の形成のため、家賃補助等による支援を行います。
- 高齢者が中心市街地で住む際のコア施設(サービス付き高齢者向け住宅等)の供給促進を支援します。

(3) 住宅・建築物の居住性能の向上 **3 11**

- 躯体の断熱性や建築設備の効率性など、省エネルギー性能が高く、より環境負荷の少ない住宅・建築物の普及を促進します。
- 住宅のバリアフリー化についての普及啓発や情報提供、相談体制の充実などによる支援を行います。
- 木造住宅の耐震化促進に向けて、支援制度の情報発信や相談窓口機能の充実等に取り組みます。

(4) 公営住宅の適正な維持管理 **1 3**

- 老朽化した公営住宅の長寿命化と計画的な更新を図りつつ、適正な維持管理と居住水準の向上を図ります。 **交流**

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
空き家データベース登録件数	件	147	250
年間移住者数	人	40	40
移住定住住宅の整備	室	24	24
移住イベントへの参加回数	回	0	4

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



参考3:「輪島市空家等対策計画」の概要

■計画期間

2018年（平成30年）4月から2022年（令和4年）3月

■基本理念

- ①景観の維持保全、安全で快適な生活環境の形成に配慮する。
- ②空家等及びその跡地が、定住の促進、地域コミュニティの活性化のための有益な資源であることを認識する。
- ③市、市民、所有者等、事業者、町内会その他地域団体の相互の理解と連携のもとに協働して実施する。

■空家等の管理・活用に関する取組方針

- ①発生抑制及び適切な管理に関する取組方針
 - ・空家等の発生の未然防止
 - ・所有者等による空家等の管理の徹底
- ②活用の促進に関する取組方針
 - ・移住・定住促進の受け皿としての空家等の流通促進
 - ・空家等を除却した跡地における建替促進
 - ・町内会その他の地域団体や専門的な知識を有する団体との連携・協力
 - ・空家等及び空家等を除却した跡地における地域活性化のための取組推進
- ③管理不全な空家等に対する取組方針
 - ・管理不全な空家等の是正及び除却の促進

3. 道路網の整備・更新



広域幹線道路から市内の生活道路まで、各段階における道路整備を促進しつつ、施設の長寿命化を図ることで、安全・安心・快適な交通環境の確保を目指します。

そのため、広域幹線道路に位置付けられる能越自動車道の整備促進をはじめ、のと里山空港とのアクセス強化、本市の骨格を形成する主要幹線道路網の拡充から、市内の生活道路まで、各段階の道路整備に取り組みます。



(1) 広域幹線道路網の整備 11

- 本市を起点として小矢部砺波 JCT に至る高規格道路の能越自動車道の早期完成に取り組みます。
- 中心部の円滑な交通機能の確保を目指し、輪島バイパスの整備促進と国道 249 号を補完する県道の整備を働きかけていきます。

(2) 市内幹線道路の整備 11

- 能越自動車道へ連絡する幹線道路の整備により、のと里山空港へのアクセス円滑化につなげます。
- 都市計画道路及び市内道路網の整備を促進し、都市の拠点機能を円滑に結ぶ道路網の確立を図ります。

(3) 身近な生活道路の整備 11

- 市民生活の利便性及び道路上の安全を確保するため、道路の拡幅や側溝の改修、路面の舗装・修復等の整備を推進します。
- 集落内道路の複路化等による行き止まり道路の改修等に取り組みます。

(4) 安全で快適な道路環境の維持・増進 11

- 道路の除排雪体制の中心となる建設業の役割を考慮し、除排雪作業の担い手機能の堅持に取り組みます。
- 橋梁など道路構造物の耐震化対策及び長寿命化対策を推進します。
- 公共施設周辺における歩道や道路照明灯の設置、道路の段差や傾斜・勾配の改善など、安心できる道路整備を促進します。
- 市街地内道路において、景観に配慮した道路の整備やカラー舗装等の修景を推進します。
- 観光拠点や道路沿道、景観形成区域において、更新時期を考慮した観光案内板やサイン等の統一・再編に取り組みます。
- 道路緑化による、都市と緑が調和した視覚的・心理的にやさしい道路環境の創出を図り、維持管理等に対する企業や市民の参画を推進します。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
市道の改良率	%	69.9	70.0
市道の舗装率	%	87.9	88.0

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



4. 交通ネットワークの整備・更新と公共交通機関の維持



人口減少に伴い、民間のバス路線の撤退や再編が懸念される中、のと里山空港や金沢市との連携強化とともに、市民や来訪者の足として重要な役割を担う陸海の公共交通機関の利便性・快適性の向上を目指します。

そのため、民間の路線バスとの連携強化、コミュニティバス等のきめ細やかな運行により、地域を網羅する高密度の公共交通ネットワーク形成に取り組めます。

また、海上交通においても既存の離島航路の維持に取り組めます。



(1) のと里山空港の利用促進

- のと里山空港利用促進助成金など、利用客増加につながる様々な施策を展開します。
- 旅行事業者と連携し、チャーター便の増便や、のと里山空港を利用した旅行商品の企画など、更なる利用促進に取り組めます。

(2) バス輸送の維持

9 11

- 市民の生活路線として重要な役割を果たしている民間路線バスについて、関係機関との協働により、その運行維持に取り組めます。**魅力** **時流**
- コミュニティバス及び市営有償運送バスのニーズに合わせた運行及びサービス水準の向上に取り組めます。**魅力** **時流**

(3) 安全・安心な移動手段の確保と持続可能な公共交通への転換

9 11

- 「輪島市新交通ネットワーク計画」（参考4）に基づき、交通事業者や住民等の理解を得ながら、様々な公共交通施策を実施するとともに、「地域公共交通活性化再生法」の改正（令和2年11月）によって努力義務化された、輪島市地域公共交通計画の策定を検討し、地域における輸送資源を総動員した、持続可能な運送サービスの提供に努めます。

- 地理的条件を背景とする交通弱者及び免許を返納した高齢者等に対し、公共交通機関の提供による安全・安心な移動手段の確保に取り組みます。
- 市民の足として、バスの運行維持や新たな交通手段の導入等、効率的・公正な公共交通の維持を推進します。 **魅力** **時流**

(4) 海上輸送の充実

- へぐら航路の経営改善策を検討し、引き続き関係機関との協議により、航路の維持存続に取り組みます。 **魅力**

(5) 交通結節点の機能強化 **11**

- 航空、バス、海上航路等の交通結節点における乗り継ぎの円滑化を図るとともに、施設のバリアフリー化を推進します。
- 金沢駅等の特急バス・鉄道の乗り継ぎ等の利便性向上に取り組みます。
- 地域資源の掘り起こしやブラッシュアップ等を推進し、市内の交通需要の喚起に取り組みます。

参考 4:「輪島市新交通ネットワーク計画」の概要

■計画期間

2015年（平成27年）から2024年（令和6年）

■基本理念

みんなでつなぐ公共交通の輪

■基本方針

1. サービス水準向上とローコスト運行への転換

- ① 利便性向上と公平性の確保
 - ・ 利用しやすさの向上
 - ・ 運行格差の是正
- ② 協働で支える公共交通（公共交通空白地の解消）
 - ・ 多様な主体の参画による運行確保

2. 持続可能な公共交通への転換

- ① 公費削減につながる運行モデル構築
 - ・ 総合的なまちづくり施策との連携
- ② 環境負荷の低減
 - ・ 次世代型交通システムの導入促進

5. IoTの活用・推進



技術革新が日々急速に進展する情報通信分野において、5GやDX（デジタルトランスフォーメーション）等の先端技術に対応する電子自治体化を推進し、その便益を市民生活に還元することを目指します。

そのため、少子高齢化、防災、医療対応、教育、地域経済の活性化など、様々な分野における多様な活用策を模索し、本市におけるIoT環境の基盤整備に取り組みます。

(1) 地域情報化の推進 16

- 一人暮らしの高齢者の見守りや不登校児の学習支援など、防災、防犯、教育分野を中心とするIoTの利活用の促進を支援します。
- 子育て・家事、テレワークなど、日常生活の利便性・快適性向上につながるIoTの利活用の促進を支援します。 **希望** **時流**

(2) 行政のIoT対応促進

- 市民と行政の共同推進に向けた双方向型のまちづくりを推進するため、高速インターネット網を活用した行政情報や市内の行事・話題等の行政情報等の情報発信のブロードバンド化を促進します。
- 様々な市政情報の提供や市民本位の迅速・効率的なサービス提供、行政事務の効率化を図るため、電子市役所の構築を推進します。

(3) デジタル社会への対応促進 9 16

- 情報通信技術の急速な発展と、コロナ禍によるテレワークの推進をはじめとする働き方改革等に対応するため、市民サービスへのデジタル技術の迅速な導入や行政情報の発信強化を進める体制を整備します。

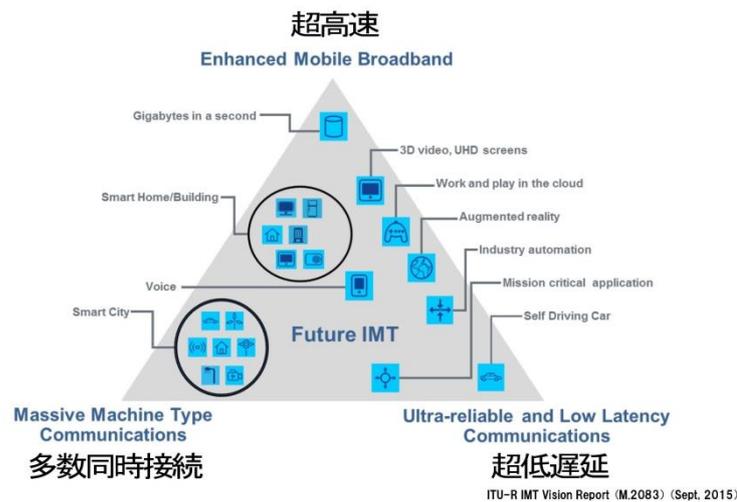
目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
公共無線 LAN アクセスポイント箇所数	箇所	13	13
光ファイバー整備状況	%	59.69 (令和元年度末)	100
行政手続のオンライン化	件	4	31

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）

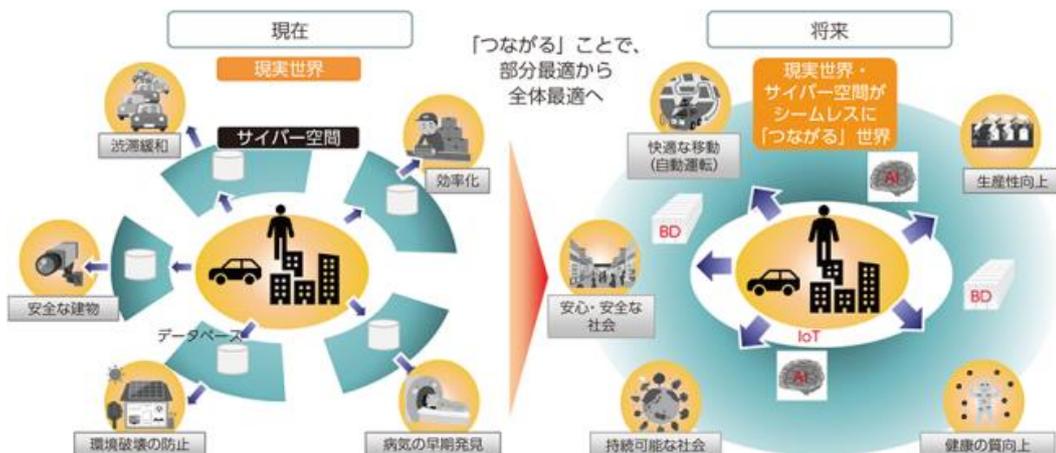
「5G」とは？

5Gとは、4Gを発展させた「超高速」だけでなく、「多数接続」、「超低遅延」といった新たな機能を持つ次世代の移動通信システム。



「DX」とは？

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基にし、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。



出典：総務省/2020年の5G実現に向けた取組、データ主導社会へ

6. 上下水道の普及・管理



市民に対する安全で良質な水の常時供給、快適な生活環境の維持向上を目指します。

そのため、水道未普及地域の解消、下水道の接続率の向上に取り組むとともに、今後は、費用・リスク等を総合的に勘案し、施設の最適な改築に取り組みます。



(1) 水道施設の整備・更新

3 6

- 水道未普及地域解消事業により生活用水を確保し、水道の未普及地域の解消を図ります。
- 老朽化した浄水施設や配水池の改修、配水管布設替等により、安定した飲料水の供給に努めます。
- ライフラインとして重要な水道施設の災害への対応力を高めるため、老朽管の更新に併せて耐震化を図ります。また、その他施設の改良に努めます。
- 飲料水供給施設の更新・施設改良等を支援します。

(2) 下水道施設等の適正な管理・運営

3 6

- 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全のため、輪島処理区の公共下水道施設の計画的な改築対策を推進します。
- 門前及び刃地処理区の特定環境保全公共下水道施設の計画的な改築対策を推進します。
- 下水道施設の適正な維持管理に向け、水洗化率の向上を図るため、整備済地区の未接続者に対して、下水道の加入を促進します。
- 公共浄化槽の計画的な設置及び普及（公共下水道、特定環境保全公共下水道の対象地区、農業集落排水地区及び漁業集落排水地区以外の地区）に努めます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
水道普及率	%	90.9	99.1
下水道普及率	%	76.4	84.3

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）

7. 公園や緑地等の適切な管理



市民の憩いの場、交流拠点として機能する公園・緑地の適切な管理により、うるおいのある都市公園の形成を目指します。

そのため、公園・緑地における施設の長寿命化に取り組むとともに、市民の緑化意識高揚を図ることで、市民に親しまれる場づくりに取り組みます。



(1) 公園・広場の適切な管理 11

○一本松総合運動公園や鳳来山公園等の基幹的公園における施設の長寿命化を図り、市民が快適に楽しく利用できる公園づくりを推進します。

(2) 緑のまちづくりの推進 3 11

○街路樹の適正な管理や地域が主体となって沿道を美しい花で彩るフラワーロードの整備により、緑と花に包まれたうるおいのあるまちづくりを推進します。

○空き缶等のポイ捨て禁止、飼い犬等のふん害防止等の環境美化に関する取り組みを推進します。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
都市公園1人当たりの面積	m ² /人	4.4	4.4

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



8. 移住・定住者受入体制の充実と地域ブランドの発信



人口減少傾向を抑制し地域活力を高めるため、UJIターン世帯の移住・定住を積極的に受け入れることで、人口規模の堅持を目指します。

そのため、都市部での移住・定住プロモーション活動や相談・サポート体制の拡充、受け入れ側の市民意識の啓発等に取り組みます。



(1) 移住・定住の受け入れ環境の充実 11

- 全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の実現に向け、年齢や障害の有無等を問わず、移住者や関係人口、地元住民等を対象とした「誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくり」やCCRCの整備など生活共同体の拡充に努めます。
- 空き家・空き地データベース登録情報の充実を図り、移住・定住希望者に向けた受け入れ環境の整備に取り組みます。 **交流** **魅力**
- 移住・定住希望者と受け入れる地域住民等との交流体験やモニターツアーなど、相互理解の機会拡充に取り組みます。
- 若年、壮年層を中心に、UJIターンする世帯に対し、住宅の賃貸や改修、購入等に係る費用の一部助成など、費用負担の軽減を支援します。
- 移住、定住者を受け入れる際の地域におけるルールづくりを支援します。

(2) 移住・定住情報と輪島の地域ブランドの継続的な発信 11

- 都市住民等との交流機会等の増大によるUJIターン促進が図られるよう、本市の魅力をPRする機会の拡充に取り組みます。
- 移住・定住の前後にわたり、必要かつきめ細やかな情報を配信するとともに、相談・サポート体制の拡充に取り組みます。 **交流**
- 移住・定住者のうち、当事者と受け入れ地域の住民や団体等の双方で評価の高い、成功事例を積極的に顕彰し、情報の発信に取り組みます。
- 移住定住の候補地として選ばれるために、魅力ある自然景観や伝統文化など、輪島の地域ブランドを大切に守るとともに、新しい人材を育て、ブランドを発信する取り組みを進めていきます。 **交流** **人材**

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
(再掲) 空き家データベース登録件数	件	147	250
(再掲) 年間移住者数	人	40	40
(再掲) 移住定住住宅の整備	室	24	24
(再掲) 移住イベントへの参加回数	回	0	4
地域リーダー養成講座受講者数	人	0	10
地域リーダー認定者	人	0	10

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



輪島市移住情報ポータルサイト



輪島市空き家データベース

1-2 安全・安心なまちづくり

1. 消防・救急体制の充実



- (1) 消防体制の整備充実
- (2) 消防施設等の整備充実…………… 11
- (3) 救急救助体制の充実…………… 11
- (4) 市民参加による消防救急体制の強化…………… 11
- (5) 消防・医療機関へのアクセス向上…………… 11

2. 防災対策・対応力の強化



- (1) 自然災害対策の強化…………… 11
- (2) 防災・減災対策の強化と
自主防災組織の充実…………… 11
- (3) その他の脅威への対応
- (4) 原子力災害への対応
- (5) 支援・受援体制の強化

3. 防犯・交通安全対策の推進



- (1) 地域防犯活動の推進
- (2) 防犯施設の整備・更新…………… 11
- (3) 交通安全意識の高揚
- (4) 交通安全対策の推進…………… 11

1. 消防・救急体制の充実



火災や地震をはじめ複雑化・多様化する災害において、その被害の拡大を防止し、最小限にとどめることを目指します。

そのため、地域的な人口動向を踏まえた的確な消防体制の整備、設備を推進するとともに、消防設備や消防資機材等の充実により、消防力の強化に取り組めます。

また、救急業務について、救急隊員の訓練や装備の充実に努め、迅速かつ的確な救急救助活動が図られるよう、必要なインフラ整備や救急体制の充実に取り組めます。



(1) 消防体制の整備充実

- 火災発生時の初期消火活動が円滑に行われるよう、地域の自衛消防体制の強化に取り組めます。
- 広域的連携のもと、常備消防力の充実を図るとともに、消防署や消防団との協力体制の強化に取り組めます。

(2) 消防施設等の整備充実

11

- 地域における消防機関としての役割を果たし、地域の安全確保に能力を十分に発揮できるよう、特に、消防団の装備の充実に取り組めます。
- 消防力の強化のため、消防ポンプ車等の計画的な更新やその他の消防資機材の充実及び適正な配置に取り組めます。
- 消火活動に有効な消火栓や防火水槽の点検整備と、老朽化した消火栓の改修や防火水槽の新設等を推進します。

(3) 救急救助体制の充実

11

- 複雑・多様化する救急業務、救助業務にあたり、救急救命士の育成や救急隊員の訓練、水難救助体制の強化とともに、救急救助資機材の充実に取り組めます。

(4) 市民参加による消防救急体制の強化 **11**

- 市民の防火意識を一層高めるため、市民及び自主防災組織による初期消火訓練等を実施するなど、火災予防活動を積極的に推進します。
- 災害時において市民が迅速かつ柔軟に負傷者の応急手当ができるよう、救命講習を主とした応急手当技術の普及啓発を推進します。

(5) 消防・医療機関へのアクセス向上 **11**

- 災害発生時や救急救助事案発生時における現場到達時間の短縮や、迅速な救急救助活動を進めるため、消防・医療機関周辺の道路の整備等に取り組みます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
消防団員充足数	人	418	435

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



2.防災対策・対応力の強化



長い海岸部と平野部が少ない本市の特徴から、土砂災害や河川の氾濫への的確な対応や、能登半島地震の教訓を生かした災害に強い安全なまちづくりを推進します。

そのため、治山・治水や河川改修、避難路の整備、海岸整備など、防災対策に関する諸事業を推進するとともに、災害時の迅速な対応体制の強化をはじめ、市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化など、災害予防対策の充実に取り組みます。

また、武力攻撃事態やテロ、感染症などに対する避難や備え等についても、日常的な訓練など、理解を深める取り組みを進めます。



(1) 自然災害対策の強化

- 風水害から市民の安全を確保するため、土砂災害の恐れのある地域の治山・治水・砂防事業を推進します。
- 大潮や浸食、地震の津波等による海水の侵入を防止するため、海岸防災対策を推進します。

(2) 防災・減災対策の強化と自主防災組織の充実

- 「輪島市国土強靱化地域計画」（参考 5）に基づき、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策に取り組みます。
- 「輪島市地域防災計画」（令和元年 8 月修正）（参考 6）に基づき、一般災害、地震・津波災害等から市民の生命、身体及び財産を守ります。
- 災害時の防災拠点と位置付ける市役所新庁舎等も含めた耐震化、文化会館等公共施設及び橋梁等の耐震化・長寿命化の推進及び老朽設備の更新に取り組みます。
- 大規模災害が発生した場合に、正確・迅速な被害情報の収集と市民への広報を実施するため、防災行政無線設備等の活用と地域のニーズに即した情報伝達方法の検討・整備に取り組みます。
- 適切な管理が行われていない「特定空家等」について、必要な手続きを行うなど、市民が安心して暮らせる生活環境の保全に取り組みます。

- 様々な災害の発生に際し、迅速かつ適切な避難等の対応を行えるよう、必要なインフラ設備とともに、関係機関及び地域組織との連携強化による情報伝達や初動体制を確立し、きめ細やかな避難体制の強化に取り組みます。
- 災害時における子どもや高齢者、障害者といった要配慮者等の避難誘導など、避難体制の強化に取り組みます。
- 災害時に市民が落ち着いて避難し、適切に行動できるよう、指定緊急避難場所や指定避難所の周知や防災知識の普及に努め、市民の防災意識の啓発に取り組みます。
- 重要伝統的建造物群保存地区である黒島地区において、火災や震災から旧角海家住宅を含む伝統的建造物群を守るため、必要な防災施設整備や防災体制の構築、無電柱化の検討等に取り組みます。（参考7「輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区防災計画」）
- ため池災害、土砂災害、津波、河川等の各種防災マップの見直しを図り、市民の防災意識啓発に取り組みます。
- 自主防災組織の育成や定期的な防災訓練の実施により、地域が助け合いながら災害に対応できる環境づくりを推進します。**魅力** **人材** **時流**
- 社会の様々な立場で、減災と地域防災力向上のために、市民の防災士資格取得を促進します。
- 将来、「特定空家等」となることを抑止するため、地域住民との連携を図りながら取り組むとともに、適切な空き家管理を行うための啓発や管理に対する支援を行います。（参考3「輪島市空家等対策計画」）

(3) その他の脅威への対応

- 武力攻撃事態等に対して、「輪島市国民保護計画」（令和元年度改正）（参考8）に基づき、国・県等の関係機関や近隣市町と訓練を実施するなど、住民等の保護に必要な備えに取り組みます。

(4) 原子力災害への対応

- 「輪島市地域防災計画 原子力災害対策編」（令和元年8月修正）（参考9）に基づく、国・県・関係機関との連携強化に努めます。

(5) 支援・受援体制の強化

- 地域防災計画等に基づく受援計画、マニュアル等を策定し、災害等発生後の早期復旧対応等の備えを整えます。
- 輪島市地域防災計画に掲げる「災害時における応援協定」（令和元年8月修正）（参考10）に基づき、近隣市町等自治体間の連携強化を図り、被害の拡大防止や復興支援等に備えます。
- 関係機関等の参加による災害発生後の受援対応について、日常的な訓練の実施と見直しに取り組みます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
自主防災組織率	%	74.6	80.0

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）

参考5:「輪島市国土強靱化地域計画」の概要

■計画期間

2020年（令和2年）から2024年（令和6年）

■基本方針

- ① 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- ② 市内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、市全体の強靱化を図る。
- ③ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ④ ハード・ソフトの組み合わせによる総合的な対策に取り組む。
- ⑤ 「自助」、「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化による取組を推進する。
- ⑥ 平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- ⑦ 既存の社会資本を有効活用するなど、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。
- ⑧ 地域において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、強靱化を推進する担い手を確保する。
- ⑨ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。

参考 6:「輪島市地域防災計画」の概要

■計画修正

2019年（令和元年）8月 修正

■基本理念

市及び防災関係機関は、暴風、豪雨、地すべりなどの一般災害及び、地震災害、津波災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な地震防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また、事業者及び市民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら地震災害への備えの充実に努めることが大切である。

なお、災害対策の実施にあたっては、市、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

併せて、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、防災関係機関、事業者及び市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

■目的

1. 一般災害対策編

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地すべり、がけ崩れ、土石流、高潮などの一般災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2. 地震災害対策編

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、地震の災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

3. 津波災害対策編

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、津波の災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

参考 7:「輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区防災計画」の概要

■計画策定

2022年（令和4年）3月 策定

■基本理念

天領黒島の伝統的建造物及び町並みと共存する 防災まちづくり

- ① 「歴史的町並み」と共存する防災
- ② 安全で安心して暮らし続けることができる防災
- ③ 住民、地域、行政の連携（自・共・公）による防災

■基本方策

・建築物の防災機能の向上、地区防災環境の強化、地区における防災体制の強化

■施策・事業

・「火災対策」「地震対策」「避難」「防災活動」の4つに大別して、施策・事業を進める。

参考 8:「輪島市国民保護計画」の概要

■計画改定

2019 年度（令和元年度） 改正

■目的

武力攻撃事態等において、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の生活や経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、住民等の救援、武力攻撃災害への対処措置など、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

■基本方針

1. 基本的人権の尊重（法第 5 条）
2. 国民の権利利益の迅速な救済（法第 6 条）
3. 国民に対する情報提供（法第 8 条）
4. 関係機関相互の連携協力の確保
5. 国民の協力（法第 4 条）
6. 自主性の尊重その他の特別な配慮（法第 7 条）
7. 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第 9 条）
8. 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第 22 条、法第 85 条）
9. 地域特性への配慮

参考 9:「輪島市地域防災計画 原子力災害対策編」の概要

■計画修正

2019 年（令和元年）8 月 修正

■目的

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置（平成 11 年法律第 156 号）に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所又は事業所外運搬（発電所の外における放射性物質の運搬をいう）における放射性物質又は放射線が異常な水準で発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより生ずる災害に関して、必要な体制を確立するとともに、防災についてとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により住民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

参考 10:輪島市地域防災計画に掲げる「災害時における応援協定」の概要

■災害時応援協定

災害発生時における応急復旧活動等に関する人的・物的支援について、市と民間事業者や関係機関等との間で締結されるもの。

■災害時応援協定先

救助関係、医療救護関係、情報交換関係、自治体相互応援関係、郵便事業関係、物資供給関係、緊急用燃料関係、避難所関係、ライフライン関係、応急対策工事関係 等

3.防犯・交通安全対策の推進



犯罪の多様化、広域化、低年齢化などが懸念される中、犯罪のない、安全・安心で明るい地域づくりを目指します。

そのため、警察や関係団体、学校、地域等が連携し、防犯活動の推進や防犯意識の啓発等に取り組みます。

一方、交通事故の発生を抑制し安全な交通環境を実現するため、交通安全施設のさらなる充実を図ります。

さらに、あらゆる場で交通安全教育を推進し、交通安全に関わる団体の体制強化に取り組みます。



(1) 地域防犯活動の推進

○警察や市民、防犯協会等との連携により、市民ぐるみの防犯活動を推進し、防犯思想の普及に取り組みます。

(2) 防犯施設の整備・更新

11

○地域の実態に即して、防犯灯の増設や既設防犯灯の整備・更新を推進します。

(3) 交通安全意識の高揚

○社会情勢を反映した交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

○市民の交通安全モラルの向上を図るため、家庭、学校、職場、町内会等あらゆる場において交通安全教育を推進します。

○児童生徒が安心して通学ができるよう、通学路、送迎路の安全確保の向上に取り組みます。

(4) 交通安全対策の推進 **11**

- 交通安全推進隊や交通安全協会など、地域の交通安全推進団体等のさらなる活動支援に努めます。
- 市民を交通事故から守るため、歩道やガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を計画的に実施します。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
年間交通死亡事故件数	件	2	0

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



I-3 自然・景観の保全・活用

1. 自然環境の保全と
自然の恵みの継承



- (1) 自然環境の保全…………… 6 14 15
- (2) 貴重な動植物の保護…………… 6 14 15
- (3) 公害防止対策の推進…………… 11
- (4) 再生可能エネルギーの導入推進…………… 7 13
- (5) 環境教育の推進…………… 6 14 15

2. 自然・歴史的景観の
保全・活用



- (1) 良好な自然環境の保全…………… 6 14 15
- (2) 伝統的街並み景観の保全…………… 11
- (3) 景観条例による適切な規制と普及啓発

3. 循環型社会の形成



- (1) ごみの減量化の推進…………… 12
- (2) 不法投棄防止対策の推進…………… 11
- (3) リサイクルの推進…………… 12
- (4) 環境美化活動の推進…………… 12

1. 自然環境の保全と自然の恵みの継承



能登半島国定公園をはじめ、市民の誇るべき財産である里山里海の保全を継続し、丘陵地の森林や農地、河川等の豊かな自然環境を保全するとともに、貴重な動植物を守り育て、子や孫の世代に引き継ぎます。

そのため、環境負荷低減対策や自然と共生しうる再生可能エネルギーの導入等、市民の環境教育の拡充に取り組みます。



(1) 自然環境の保全 6 14 15

- 能登半島国定公園をはじめ、市民の誇るべき財産である里山里海の保全を継続し、適切な管理や自然保護、環境美化に取り組みます。 **魅力** **時流**
- 本市の森林や海岸、農地、河川、溪流など、貴重かつ身近で良好な自然環境を保全するため、間伐等の森林整備、森林病虫害の駆除対策、海岸保全、農地の荒廃防止対策、水環境の保全等に取り組みます。

(2) 貴重な動植物の保護 6 14 15

- 猿山岬の雪割草群生地や三蛇山山頂近くの水芭蕉群生地のほか、山野草、野鳥、渡り鳥その他の貴重な動植物の生育環境を保全することにより、生物多様性の保全に取り組みます。

(3) 公害防止対策の推進 11

- 各種公害についての指導、監視体制を強化し、公害の未然防止に取り組みます。
- 公害を防止するため、市民の意識啓発活動を推進します。

(4) 再生可能エネルギーの導入推進 7 13

- 環境への負荷が少なく、クリーンな再生可能エネルギーの導入、普及啓発、理解促進等に取り組めます。
- 脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの実質的な排出量を実質ゼロにする 2050 年カーボンニュートラルを目指す取り組みを推進します。

(5) 環境教育の推進 6 14 15

- 学校教育をはじめ、生涯学習等における環境教育の充実により、市民一人ひとりの環境保全意識の啓発に取り組めます。
- 子どもたちの環境問題への興味や関心、理解を深めるよう、アユやカジカ等の稚魚の放流活動など、自然環境の保全活動に取り組めます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
森林整備の維持	億円	4.6	6
漁獲高	t	10,148	11,000
農業就業者数	人	1,574	1,730
林業就業者数	人	178	178
漁業就業者数	人	506	550

※現状値：令和 2 年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



2.自然・歴史的景観の保全・活用



本市の魅力を実際させる、海岸景観や歴史的景観、特徴的な街並み景観など、故郷への誇りと愛着、やすらぎを与える輪島らしい景観の保全、活用を目指します。

そのため、景観要素を守るとともに、市民生活に根ざした活用策を推進するとともに、市民の景観形成意識の醸成とモラルの向上に取り組めます。



(1) 良好な自然環境の保全 6 14 15

- 白米の千枚田をはじめ、貴重な海岸景観、緑豊かな田園風景、間垣など、輪島らしい景観の保全活用に取り組めます。
- 道路空間と沿道の修景について、市民の理解と協力により、デザイン等に関する規制・誘導、良好な景観の積極的な顕彰活動に取り組めます。

(2) 伝統的街並み景観の保全 11

- 輪島塗職人の職住環境の保全、曹洞宗大本山總持寺祖院前や黒島町等の伝統的な街並み景観の保全・活用に取り組めます。
- 重要伝統的建造物群保存地区である黒島地区において、伝統的街並みの魅力を高めるために、歩行環境の向上と防災機能の強化を図るための施策を推進します。
(参考 6：輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区防災計画)

(3) 景観条例による適切な規制と普及啓発

- 「輪島市景観条例」(参考 11)に基づき、市民と共に計画策定とルールづくり、景観の適切な維持管理等に取り組めます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
国・県・市・指定文化財件数 (登録含む)	件	331	336
農村ボランティア年間参加者数	人	16	30
農泊事業実施団体数	件	1	1

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）

参考 11:「輪島市景観条例」の概要

■制定

2009年（平成21年）12月

■目的

輪島市の全域にわたる良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項及び景観法（平成16年法律第110号）の施行に関し必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者相互の連携及び協力の下に、良好な景観の形成を図り、もって地域の特性を活かした個性豊かで魅力的なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

■基本理念

1. 良好な景観は、美しく風格のある地域の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、市民共通の財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。
2. 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
3. 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
4. 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、市、市民及び事業者により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
5. 景観形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出し、又は活用すること及び良好な景観を阻害する要因を除去し、又は縮減することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

3.循環型社会の形成



限りある資源の有効活用とともに、地球環境の保全により、生活様式の多様化や産業形態の多角化等に対応し、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

そのため、ごみの減量化や再資源化等の対策をはじめ、市民のリサイクル意識の啓発と環境美化等の取り組みを推進します。



(1) ごみの減量化の推進 12

○市民へのごみの分別の徹底、食品ロス削減の啓発、生ごみの発生を抑える助成制度による支援等を図り、ごみの総量削減に取り組みます。

(2) 不法投棄防止対策の推進 11

○ごみの不法投棄防止に向け、立看板の設置や民間との協力によるパトロール巡視活動の強化に取り組みます。

(3) リサイクルの推進 12

○廃棄物のリサイクルを徹底するため、市民への周知を図り、リサイクル率向上に取り組みます。

○循環型社会の形成を推進するため、資源を有効活用するマテリアルリサイクル施設の整備に取り組みます。

(4) 環境美化活動の推進 12

○美しいまちづくりに向け、市民や事業者が主体となって取り組むごみゼロ運動や清掃活動、美化運動等を支援します。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
1日1人あたり家庭系ごみ排出量	g	501 (令和元年度)	480
リサイクル率	%	13.8 (令和元年度)	20

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）

Ⅱ-1 戦略的交流による地域振興

1. ツーリズムの振興



- (1) ツーリズム推進環境の構築…………… 8
- (2) 観光資源の魅力向上と魅了される
観光地づくり…………… 8
- (3) 交流・体験型の“おもてなし”基盤と
観光客受入体制の整備…………… 8 9
- (4) ターゲットを意識したプロモーションと
情報発信の強化…………… 8 9
- (5) 持続可能なインバウンド
(外国人の訪日旅行) 戦略…………… 8
- (6) 「新しい生活様式」に対応する
観光振興のあり方の検討…………… 8 9

2. 国内外の交流促進



- (1) 国内諸都市との交流推進…………… 17
- (2) 都市住民等との交流促進
- (3) 国際交流活動の推進…………… 17
- (4) 国際化への対応

3. 交流拠点機能の強化



- (1) 魅力ある交流プログラムの推進…………… 8
- (2) 交流プログラムの担い手の育成…………… 8

1. ツーリズムの振興



北陸新幹線やのと里山空港といった交通結節点から国内外の集客を促進し、従来の通過型の観光地から、魅力ある滞在型の観光都市への転換を目指します。

そのため、朝市や祭り、伝統文化、漆芸、自然、味覚、海洋レクリエーションなど、地域固有の資源を組み合わせ、多様化する旅行者のニーズをくみ取り、計画的に、体験型・交流型の要素を強化したツーリズムの振興に取り組みます。

また、コロナ禍による「新しい生活様式」に対応し、市民や近隣地域の住民が身近に楽しめる「普段使いの観光」や「地域の宝の再発見」など、新たな観光のあり方を検討していきます。



(1) ツーリズム推進環境の構築 8

- 本市が有する多様かつ魅力的な地域資源を活かした、輪島らしいツーリズム振興に当たり、その基本方針及び具現化のための実践的なアクションプランを策定します。
- 市、関係団体、周辺市町等が各々の役割を果たし、協働する体制と運営システムの構築に取り組みます。

(2) 観光資源の魅力向上と魅了される観光地づくり 8

- 質が高い「宿」と新鮮な地元食材を使った「輪島の食」の魅力効果を効果的に発信し、輪島温泉郷として誘客促進を図ります。 **稼ぐ** **時流**
- 国内外からの誘客促進に向け、日本遺産・能登のキリコ祭り（輪島大祭など）の活用に取り組みます。
- 朝市界隈からマリンタウン等の中心市街地における魅力と賑わいの再生を図り、回遊・滞在機能の強化に取り組みます。
- 白米千枚田やあえのこと、海女漁など、世界農業遺産「能登の里山里海」の活用・後継者（担い手）育成を含めた保全に取り組みます。 **稼ぐ** **人材** **時流**
- 漆の里、禅の里、平家の里、間垣の里各エリアの、地域資源の掘り起こしと活用に取り組みます。 **稼ぐ** **人材** **時流**
- 御陣乗太鼓、輪島市民大花火大会、輪島・白米千枚田あぜのきらめきなど、伝統芸能やイベントの魅力と集客力の向上に取り組みます。
- 漫画家「永井豪」氏の作品を活用した、集客力の向上に取り組みます。

- 能登地域各市町に点在する観光拠点のネットワーク化により、圏内での誘客促進に取り組めます。
- 新たなツーリズムニーズを掘り起こし、滞在型で地域の魅力を発信するため、奥能登を巡るサイクリングロード整備等に取り組めます。

(3) 交流・体験型の“おもてなし”基盤と観光客受入体制の整備 8 9

- 市民と観光客が顔の見える関係を構築できるよう、交流施設及び受入体制の整備、研修開催等に取り組めます。
- 観光客の多様なニーズに応える、魅力的な交流体験プログラムやモデルコース、パッケージ商品の企画・提供等により、滞在型観光地への取り組みを強化します。
- 子どもの頃の思い出づくりから、その後の人生の節目等で輪島への再訪を促せるよう、修学旅行の誘致や子ども長期自然体験村等の取り組みを強化します。 **稼ぐ** **時流**
- 休業した民宿や旅館の活用を含む宿泊施設の多様化（素泊まり泊、サイクルラック設置泊など）に取り組めます。
- 宿泊施設と飲食・物販店等との連携強化による魅力づくり、無料Wi-Fi、キャッシュレス環境など、観光客の利便性向上等に取り組めます。
- 既存サインの現況を踏まえ、更新時期を考慮した観光サインの統一化、設置場所の再編による適正配置、観光案内所等の充実に取り組めます。 **稼ぐ** **時流**

(4) ターゲットを意識したプロモーションと情報発信の強化 8 9

- SNSの活用やインターネット、マスコミなど、様々な媒体を通じた情報発信を強化し、国内外への観光プロモーションを展開します。 **稼ぐ** **時流**
- マリンタウンへの大型客船の誘致、のと里山空港の空の玄関口機能強化など、海空の誘客促進に取り組めます。 **稼ぐ** **時流**
- プロモーション時のPRにも活かせる、ボランティアガイドの案内情報や、観光客向けの紙媒体、ITによる案内ツール等の作成を支援します。 **稼ぐ** **時流**
- 観光情報の収集と分析体制を整備し、誘客促進等に活用します。
- フィルムコミッション機能（映画、ドラマ等の撮影の誘致と協力）の強化に取り組めます。 **稼ぐ** **時流**
- ライダーを笑顔で歓迎する都市として、ライダーをターゲットとした誘客促進に取り組めます。

(5) 持続可能なインバウンド(外国人の訪日旅行)戦略 8

- 既存サインの再編に伴い、必要な外国語案内板の設置に取り組みます。 **稼ぐ** **時流**
- 市民や事業者の外国人観光客対応にあたり、「外国人窓口の強化」、「外国人向けマップの作成」等に取り組みます。
- 昇龍道等の新ゴールデンルートを通じた誘客促進に向け、能越自動車道沿線都市等との県域を越えた広域的な観光連携に取り組みます。 **稼ぐ** **時流**
- 県や他市町と連携し、中国、韓国、台湾などアジア地域で行われる観光商談会等に参加するなど、積極的な誘客促進に努めます。

(6) 「新しい生活様式」に対応する観光振興のあり方の検討 8 9

- 市民や近隣地域の住民が気軽に楽しめる「普段使いの観光」や「地域の宝の再発見」など、新たな観光のあり方を検討していきます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
年間観光入込客数	万人	117.6 (令和元年度)	160
年間宿泊者数	万人	16.1 (令和元年度)	23
年間外国人宿泊客数	人	2,346 (令和元年度)	10,000
収容人数(宿泊)	人	2,176	2,200
フィルムコミッション 年間受入件数	件	14 (令和元年度)	30

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



2.国内外の交流促進



のと里山空港や能越自動車道、北陸新幹線など、地域間を連絡する広域交通基盤が整う中、国内外の地域等との相互理解と友好関係のさらなる深化を目指します。

そのため、姉妹都市をはじめ、国内外の都市や地域間において、それぞれに培ってきた歴史・風土等を理解・尊重し、文化、教育、スポーツ、経済など幅広い分野で、活発な交流関係の維持・増進に取り組みます。



(1) 国内諸都市との交流推進 17

- 今後とも、姉妹都市・友好都市との相互交流を推進、県内市町や能越自動車道沿線都市との交流推進に取り組みます。
- スポーツ、文化・芸術交流や、観光交流など、住民レベルでの交流活動を推進します。

(2) 都市住民等との交流推進

- 本市の地域資源を活かすとともに、産業体験等を含む、滞在型の地域間交流活動等に取り組みます。
- 積極的な交流を通じ、二地域居住や移住・定住にもつながる関係づくりを推進します。

(3) 国際交流活動の推進 17

- 留学生の受け入れなど、積極的な外国人との交流機会拡充による友好親善に取り組みます。
- 文化・芸術、スポーツ、教育等の国際交流イベントの拡充を図り、幅広い分野での活発な国際交流を推進します。

(4) 国際化への対応

- 市民一人ひとりの国際感覚を磨き、国際理解と国際協力の進展につながるよう、外国人による外国語教育の充実、外国の歴史や文化を学習する機会の提供に取り組みます。
- 外国人をもてなし、積極的に受け入れる環境づくりとして、案内施設や案内ツール等の充実とともに、市民の誰もが親身に外国人を案内できる意識づくりに取り組みます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
姉妹都市・友好交流都市等との 年間交流数(観光交流)	回	2	8
姉妹都市・友好交流都市等との 年間交流数(スポーツ交流)	回	1 (令和元年度)	1

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



3.交流拠点機能の強化



能越自動車道の整備をはじめ、マリンタウンプロジェクト、輪島キリコ会館の竣工など、ハード面の交流拠点機能の整備に一定の目途が立った中で、今後は、ソフト面に注力した交流の推進・展開を目指します。

そのため、市内外の人々が集い、ふれあい、憩える、戦略的な交流プログラムの推進に取り組みます。



(1) 魅力ある交流プログラムの推進 8

- 「能登の里山里海」のブランド力を強化し、さらなる交流・体験プログラムの拡充に取り組みます。
- 大型客船の寄港機会を増やし、乗船客と市民の交流を促進するため、海や港をキーワードとした魅力ある交流プログラムの実施に取り組みます。 **稼ぐ** **時流**

(2) 交流プログラムの担い手の育成 8

- 戦略的な交流拠点機能の増進に向け、専門的な知識を有し、企画力・調整力・行動力のある、おもてなし人財の育成に取り組みます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
コンベンション等誘致支援 助成事業年間助成人数	人	3,114 (令和元年度)	4,000

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）

交流拠点「マリンタウン」の様子



Ⅱ-2 活力に富む産業振興

<p>1. 漆器産業の強化</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商品力の向上と販路の拡大…………… 8 (2) 後継者育成と生産体制の向上…………… 8 (3) 輪島塗のブランド力向上と情報発信…………… 8
<p>2. 商工業の振興</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商店・商店街の賑わいづくり (2) 観光や他産業との連携…………… 8 (3) 地域工業の活性化
<p>3. 農林業の振興</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 担い手の育成・確保と経営力の向上…………… 2 (2) 農地の集積・集約と農業生産基盤の長寿命化 (3) 農業・農村の健全な発展と高付加価値農業の推進…………… 2 (4) 林業の担い手育成…………… 15 (5) 林産物の需要拡大対策の推進 (6) 森林資源の管理…………… 15 (7) 生産基盤の整備及び長寿命化…………… 15 (8) 森林の多目的利用…………… 15 (9) 森林環境税・森林環境譲与税への対応…………… 15
<p>4. 水産業の振興</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生産基盤の整備及び長寿命化…………… 14 (2) 水産物の消費拡大 (3) 水産資源の保護・育成…………… 6 14 (4) 水産業の担い手確保と人材育成…………… 14 (5) 都市と漁村の交流推進
<p>5. 地域ブランドの開発・発信</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 輪島ブランド製品の確立…………… 9 (2) 生産・流通・販売体制の確立と地域ブランドの浸透推進…………… 9

1. 漆器産業の強化



本市の基幹産業であり、全国的にも知名度の高い、輪島塗ブランドと漆器産業の強化を目指します。

そのため、早急な対策を講じるべき後継者育成や原材料等の確保とともに、求められる商品づくりと積極果敢な販路開拓等、伝統産業の基盤強化を進めます。



(1) 商品力の向上と販路の拡大

8

○デザインや用途の研究等、魅力的な商品を生み出すための取り組みを支援します。

稼ぐ **時流**

○大学や研究機関等との連携による、新たな素材や製法を積極的に取り入れた商品開発を支援します。**稼ぐ** **時流**

○輪島が得意としてきた伝統的な漆器製法や素材の利点について、それを活用できる市場への新規参入や拡大展開、他産地や異業種からの受注増に結び付く取り組み等を支援します。**稼ぐ** **時流**

○ふるさと納税返礼品の品揃え充実等、漆器業界と連携した販促支援に努めます。

稼ぐ **時流**

(2) 後継者育成と生産体制の向上

8

○食育への活用や製作体験、学校教科書への掲載等、幼少期から漆器に接する機会を増やし、理解を深めるための取り組みを支援します。

○高校や大学等でものづくりに関心を持つ学生に対する職場体験の開催等、後継者確保につながる取り組みを支援します。**稼ぐ** **人材** **時流**

○伝統技術の保存伝承を目的とした取り組みを支援します。

○技術やデザインの向上、販売促進を目的とした勉強会等の取り組みを支援します。

○従事者が就労を継続できる環境改善等につながる取り組みを支援します。**稼ぐ** **時流**

○様々な製品の方向性に対応できる効率等を重視した生産体制の見直しを後押しします。

○消費者目線での商品提供につながる品質管理体制の構築を支援します。**稼ぐ** **時流**

(3) 輪島塗のブランド力向上と情報発信

- 製造過程や歴史、文化等に関する情報の発信や、体験をはじめとした交流機会の拡充を図るとともに、それに見合う地元での環境整備に努めます。 **時流**
- 国際的な催事での活用を後押しし、知名度向上に努めます。 **時流**
- SNSによる情報発信やDX（デジタルトランスフォーメーション）を活用し、時代の変化に適応する新たな輪島塗の提案を推進します。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
輪島塗年間生産額	億円	26	50
ふるさと納税における 漆器の返礼品数	件	750	1,200

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



2. 商工業の振興



本市の商工業は、人口減少や厳しい経済情勢の影響を受け、事業の承継が課題となっていますが、地域に根ざした経営基盤の強化と地場産業の振興を目指します。

そのため、国、県、市内の商工団体等と連携し、若手事業者の育成・確保、各種支援策の継続実施等に取り組みます。

(1) 商店・商店街の賑わいづくり

- 魅力ある業種業態の出店を支援し、立地環境に恵まれた空き店舗・空き家を活用するなど、活力ある個店の集積に取り組みます。
- 中小規模の小売・飲食店等に対する融資制度の充実、経営活動への指導等の支援を推進します。

(2) 観光や他産業との連携 8

- 観光と連携し、消費者ニーズに応えるための商業・サービス等の提供とともに、地域住民に支持される個店づくりを支援します。
- 消費者のライフスタイルの変化や消費動向に的確に応えるよう、他産業と連携した取り組みを支援します。

(3) 地域工業の活性化

- 国や県、市内商工団体等の支援策を活用し、人材の育成、経営基盤の強化、融資制度の活用促進等の取り組みを支援します。
- 地場産業の活用や異業種交流による新商品開発、新規分野への事業展開、技術交流や情報交換の機会の充実等の支援を行います。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
遊休施設利用促進 補助金交付件数	件	44	90
地域資源を活かした 商品開発件数	件	42	80
進出企業数	社	14	20

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



3. 農林業の振興



本市の農業は、農地の集約化・機械化による稲作経営を中心に、野菜や果実、肉牛等畜産が営まれており、今後とも足腰の強い農業・農村の振興を目指します。

そのため、経営母体の安定化に向けて、生産基盤整備等による生産性向上、時代のニーズに応じた高付加価値の農産・加工品の生産等に取り組むなど、6次産業化を推進するとともに、担い手育成や農村環境の形成など、総合的な農業振興に取り組みます。



また、森林環境税及び森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度を推進するとともに、間伐や路網などの森林整備、人材育成と担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に取り組みます。

(1) 担い手の育成・確保と経営力の向上 2

- 認定農業者、認定新規就農者、農業法人の育成に取り組めます。**稼ぐ** **人材** **時流**
- 園芸作物の支援や農家民泊の推進など、経営複合化による競争力向上を支援します。
- 地域の農地を保全し、効率的な農業を推進するため、集落営農組織や農業法人の取り組みを支援します。**稼ぐ** **時流**
- 農業に関心がある新規就業希望者に対して、相談及び受け入れ体制の充実に取り組めます。
- 地域資源である農産物の利用促進と高付加価値化を図るため、6次産業化の取り組みを支援し、ブランド化を推進します。

(2) 農地の集積・集約と農業生産基盤の長寿命化

- 農業の生産性向上や良好な営農環境の形成に向け、広域営農団地農道、一般農道、農地の大区画化、ため池等の農業生産基盤の整備及び適正な改修・更新に取り組めます。
- 農産物の出荷拡大と流通体制の整備を推進します。**稼ぐ**
- 農業中間管理機構による農地の集積・集約、優良農地の保全を図るとともに、農地の有効な利活用の推進に取り組めます。

(3) 農業・農村の健全な発展と高付加価値農業の推進 2

- 能登棚田米や能登野菜、能登牛など、地域特性を活かした高品質な農産物の生産及び農業を支援します。
- 健康志向に対応した減農薬や有機栽培の環境保全型農業を推進し、付加価値の高い野菜や果樹等の生産を奨励、支援します。
- 地産地消の取り組みによる地場農産物の消費拡大及び食育を推進します。
- 生物多様性等の環境に配慮した農業について、新たな展開への取り組みを支援します。
- 鳥獣被害への対策強化に取り組みます。

(4) 林業の担い手育成 15

- 森林関係団体と連携した林業従事者及び後継者の育成・確保を支援します。

(5) 林産物の需要拡大対策の推進

- 輪島産材の需要拡大を図るため、公共施設等への木材利用促進や輪島産材を活用した住宅等に対する助成に取り組みます。
- 間伐材や林産物等を含む木材利用の多角化、商品開発、ブランド化を推進します。

(6) 森林資源の管理 15

- 枝打ち、間伐等の放置林対策を進め、森林施業の省力化・低コスト化の推進を支援します。
- 森林のもつ多面的機能を保つため、市民ボランティアやNPO法人、企業等の多様な主体による広域樹林の植栽及び育成に取り組みます。
- 本市の伝統産業である漆器産業振興を踏まえ、漆やアテ、ケヤキをはじめとした原材料の「地産地消」に向けた植栽等を支援します。 **稼ぐ** **時流**

(7) 生産基盤の整備及び長寿命化 15

- 森林管理や林業経営の基幹となる、林道等の整備及び適正な維持・管理に取り組みます。
- 主伐再生林に向けた施業体制を確立し、木材資源の循環を推進します。

(8) 森林の多目的利用 **15**

○森林の循環利用を確保するとともに、国土保全、水源かん養、その他の森林の多面的機能の維持・増進に取り組みます。

(9) 森林環境税・森林環境譲与税への対応 **15**

○林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指す「森林経営管理制度」に対応し、森林所有者と林業経営者を繋ぐシステムの構築をします。

○森林環境税・森林環境譲与税を活用し、市町村の責務である、間伐や路網整備などの森林整備、人材育成・担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等に努めます。特に、石川県において実施された森林航空レーザ測量及び森林解析情報を活用し、効率的な路網整備やスマート林業の推進、森林経営管理制度の円滑な運用に努めます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
おおぞら 農業協同組合の売上高	億円	19.63	25
能登森林組合の売上高	億円	9.2	12
(再掲) 森林整備の維持	億円	4.6	6

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



4.水産業の振興



本市の水産業は、漁業就業者の高齢化と担い手の減少傾向、国際的漁業規制の強化及び漁獲量の減少など、厳しさを増していますが、漁業者が意欲と展望を持って就労できる魅力ある水産業を目指します。

そのため、意欲ある担い手の育成・確保、栽培漁業の推進、水産物・加工品の高付加価値化と販売力強化等に取り組みます。



(1) 生産基盤の整備及び長寿命化

6

- 漁港、海岸施設の適正な維持管理及び計画的な長寿命化対策を行います。
- 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設などの整備充実に取り組みます。
- 有害生物被害対策や漁場造成などの漁場環境保全対策の充実に取り組みます。

(2) 水産物の消費拡大

- 消費者ニーズに対応した付加価値の高い水産加工品の商品開発など6次産業化を推進するとともに、消費者への情報発信等による販路拡大に取り組みます。
- 高品質を追求した魅力ある水産物・加工品などの輪島ブランドの育成強化を推進します。**交流**
- 水産物の消費拡大につながる拠点施設の整備・運営を支援します。
- 水産物が市民の健康を支える重要な食糧であり、新鮮でおいしい水産物が得られる地元の良さを積極的にアピールするなど、地元消費拡大を支援します。

(3) 水産資源の保護・育成

6 14

- 環境負荷の少ない「つくり育てる農業」、「資源管理型農業」を推進します。**稼ぐ 魅力 時流**
- 豊かな藻場づくりを支援するとともに、アワビ、サザエ、ヒラメ等の育成放流事業を推進します。**稼ぐ 魅力 時流**

(4) 水産業の担い手確保と人材育成 14

- 漁業技術や経営に関する研修の実施などを通じ、水産業の担い手確保と人材育成に取り組めます。
- 就労条件や就労環境の改善等により、将来的にも魅力ある漁業の活力増進及び経営の安定確保に取り組めます。
- 海女漁の継承と担い手確保に取り組めます。

(5) 都市と漁村の交流推進

- 新鮮な水産物や資源豊かな海、魅力的で個性ある漁村文化等の地域資源を活用し、都市住民との交流を促進します。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
石川県漁業組合 輪島支所・門前支所の取扱高	億円	41	45
(再掲) 漁獲高	億円	10,148	11,000

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



5.地域ブランドの開発・発信



国内外から高く評価されている、輪島塗に代表される伝統工芸技術、世界農業遺産「能登の里山里海」が育んだ多様な自然資源など、本市の地域ブランドを活かした商品・サービスの高付加価値化に取り組むとともに、輪島の「食」を新たな地域ブランドとして確立します。



(1) 輪島ブランド製品の確立 9

- 「輪島塗」、「能登の里山里海」、「食」など、本市の地域資源を活かした、新たな輪島ブランド製品の確立に向けた取り組みを推進します。 **交流** **時流**
- 輪島ブランドの確立に向けた高付加価値で魅力ある新商品・サービス等の開発等の取り組みを支援します。 **交流** **時流**
- 輪島ブランドのけん引役となる地域リーダーを育成する人材育成セミナー、研修会の開催、人的ネットワーク支援に取り組めます。 **交流** **人材** **時流**
- これまでも様々な面で繋がりのあった大学との連携も活かした、若い人材の活用をめめます。 **交流** **人材** **時流**

(2) 生産・流通・販売体制の確立と地域ブランドの浸透推進 9

- 競争力の高い能登野菜等の奨励作物をブランド化するための生産地化を推進します。 **稼ぐ** **交流** **時流**
- 四季折々の能登野菜や漁協が提供する「輪島ふぐ」や「輪島海女採りアワビ・サザエ」、「加能ガニ」、棚田の米、地酒、いしるなど、輪島を代表する食材のブランド力の強化を図ります。 **稼ぐ** **交流** **時流**
- 市内飲食店における地産地消の拡大を図る取組を推進します。
- 県外及び海外の物産展や見本市への出展を支援し、販路拡大につながるネットワーク形成を支援します。 **稼ぐ** **交流** **時流**
- 市ホームページ、パンフレット、大都市圏でのキャンペーンなど、積極的なプロモーション活動の強化に取り組めます。
- 国や県、周辺市町等とも連携し、首都圏や台湾など、のと里山空港の発着便を有する都市等への販路拡大に取り組めます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
(再掲) 地域資源を活かした商品開発件数	件	42	80
(再掲) 地域リーダー養成講座受講者数	人	0	10
(再掲) 地域リーダー認定者	人	0	10

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



Ⅱ-3 多様な就労機会の創出

1. 創業・事業承継支援



(1) 創業支援…………… 8

(2) 事業承継支援…………… 8

2. 企業立地の推進



(1) 企業立地の推進…………… 8

(2) 企業立地のための環境整備…………… 8

3. 多様なニーズに対応した
雇用対策



(1) 雇用対策の充実…………… 8

1.創業・事業承継支援



商工団体、金融機関等と連携したこれまでの創業支援策によって、本市の創業件数は、大きく伸びています。今後は、事業継続を高めるための事業承継支援にも商工団体、金融機関等と連携して取り組みます。

(1) 創業支援 8

- 市、商工団体及び金融機関等が連携して、創業に向けた相談への対応、創業セミナーの実践、創業時・創業後の各ステージに応じた支援を行うことにより、産業の育成と地域経済の活性化に取り組みます。 **稼ぐ** **時流**
- 新規出店の円滑化と推進のため、各種補助金の積極的な情報発信や輪島空き家データベースの登録、空き家仲介サイトへの登録促進をサポートします。
- I J Uターンに関する体制を拡充し、移住創業の支援に取り組みます。 **稼ぐ** **時流**
- 市内外に、本市の創業成功事例を紹介するなど、積極的な情報発信とPRに取り組みます。

(2) 事業承継支援 8

- 後継者不在の事業者の承継問題に関し、市、商工団体及び関係機関がネットワークを構築し、事業承継セミナーの開催や各種支援制度の周知など、一層のサポートに取り組みます。 **稼ぐ** **時流**
- 事業承継に向けた相談体制を拡充し、専門家派遣による診断を行うなど、事業者の実情に合わせた円滑な承継に向け取り組みます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
新規出店補助金交付件数	件	48	80
事業承継支援補助金交付件数	件	0	5

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）

2. 企業立地の推進



地域の雇用の確保、雇用環境の改善、地域経済の活性化には、新たな企業の立地が欠かせません。企業立地の推進のため、必要な環境整備にも取り組みます。

(1) 企業立地の推進 8

- 本市において、多様な就労機会を創出し、産業の振興につなげるため、様々な企業の立地に取り組みます。
- 市外からの立地だけではなく、市内企業による増設、遊休施設の活用による立地も支援します。
- 事業の持続化に向け、企業の立地後のフォローに取り組みます。 **稼ぐ**

(2) 企業立地のための環境整備 8

- 企業立地に必要な人材確保対策として、市内企業の情報、ふるさと輪島で働くことの魅力等を発信し、ふるさと就職の意識の醸成に努めます。
- 臨空産業団地の造成を進め、企業が立地しやすい環境を整えます。 **稼ぐ**

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
(再掲) 進出企業数	社	14	20

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



3.多様なニーズに対応した雇用対策



働く人の雇用の安定を図り、関係機関と連携して雇用の確保に取り組みます。働く人の多様なニーズや個々のライフステージに応じた雇用対策に取り組みます。

(1) 雇用対策の充実

- 事業所に対して雇用の安定を働き掛けるとともに、事業所や求職者への支援を通じ雇用の確保に取り組みます。
- 県、ハローワーク、関係機関と連携して、若い世代に対して地元企業の紹介やインターンシップ・職場訪問等を実施するなど、雇用のマッチングと地元定着に取り組みます。
- 定年退職者や高齢者に対して就労支援や雇用の場を提供するシルバー人材センターを支援するとともに、ハローワークと連携して多様な働き方と就労機会の確保に取り組みます。
- 障害者等の安定した雇用を確保するため、関係機関と連携し、就労支援や働きやすい職場環境の整備に取り組みます。
- 働く人の仕事と家庭の両立を図るため、出産・育児・介護休業取得者への支援や多様な柔軟な働き方の実現に向け取り組みます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
障害者雇用促進奨励金 交付事業所数	社	14	20

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



Ⅲ-1 女性が活躍できるまちづくり

1. 出産・子育て環境の充実



- (1) 男女の出会いから出産までの環境整備…………… 5
- (2) 子育てしやすい環境整備

2. 人権尊重と
男女共同参画の推進



- (1) 男女共同参画意識の啓発…………… 5
- (2) 男女が活躍できる社会づくり…………… 5
- (3) 男女共同参画社会を実現するための
体制整備…………… 5
- (4) 男女の人権が尊重され、暴力のない
社会づくり…………… 16
- (5) 人権尊重社会に向けた啓発活動の推進…………… 10 16

1. 出産・子育て環境の充実



人口減少傾向に歯止めをかけるとともに、本市の住みよさを積極的に評価し、楽しむ人々が交流できる社会を目指します。

そのため、男女の交流機会を拡充するとともに、出産・子育てにおいて、男性が理解を示し、女性が活躍できる環境づくりに取り組みます。

(1) 男女の出会いから出産までの環境整備 5

- 民間企業等と連携を図りつつ、本市における男女の交流機会の拡充に取り組みます。
- 出産・子育てにおける経済的・精神的な負担を軽減し、できるだけ安心して出産できる環境の整備に取り組みます。 **希望** **時流**

(2) 子育てしやすい環境整備 5

- 男女の子育て参画について、ファミリーサポートセンターの拡充など、子育てと仕事の両立を支援する環境整備に取り組みます。 **希望** **時流**
- 事業所において、男女が精神的・経済的な負担を強いられることなく、育児休業制度を利用できる環境づくりを支援
- 出産や育児等で退職した女性の再就職に展望が持てる仕組み及び、三世代同居・近居の推進等の環境づくりを支援します。 **希望** **時流**

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
市内待機児童数	人	-	0
放課後児童クラブの 待機児童数	人	-	0

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）

2. 人権尊重と男女共同参画の推進



人口減少、少子高齢化の進展に伴い、地域や職場、家庭で男女が互いを尊重しつつ、多様な選択肢の中でそれぞれが役割を担い、活躍する社会を目指します。

そのため、男女がお互いを尊重し、平等であることの意識啓発、女性の積極的な社会参加、男女共同参画を実現する環境整備に取り組みます。

(1) 男女共同参画意識の啓発 5

- 男女共同参画の視点に立った意識啓発等に関する研修会や講習会、学習会等の充実に取り組みます。
- 幅広い世代で、それぞれの価値観等を尊重し、男女共同参画の必要性や意義、本市の取り組み等に関する教育・学習機会の拡充に取り組みます。

(2) 男女が活躍できる社会づくり 5

- 人々の価値観が多様化する中で、本市で暮らす意義、動機付けを見直すとともに、人生（ライフ）・仕事（キャリア）・お金（ファイナンス）といった人生の影響要因を踏まえ、男女が主体性と創造性をもって、積極的に人生設計（ライフデザイン）を考え、実現するための講座開設等に取り組みます。
- 各種の審議会や委員会をはじめ、様々な意思決定の場への女性参画推進及び的確なリーダー人材の育成に取り組みます。
- 家族や地域社会における多様な活動が展開されるよう、男女共同参画の機会を推進します。
- 働く場において、男女平等意識を確立し、女性の仕事と家庭の両立、様々な分野でのチャレンジ等を支援します。

(3) 男女共同参画社会を実現するための体制整備 **5**

- 男女共同参画社会を実現するため、市の推進体制を整えます。
- 地域における男女共同参画推進員の育成・確保とともに、関係団体等との連携による推進体制の拡充に取り組みます。

(4) 男女の人権が尊重され、暴力のない社会づくり **16**

- 男女の人権尊重と共に、配偶者からの暴力を許さない社会の必要性を周知・啓発する機会の拡充に取り組みます。
- 暴力被害を受けた場合の相談、自立を支援する体制、環境の整備に取り組みます。

(5) 人権尊重社会の実現に向けた啓発活動の推進 **10 16**

- 法務局や人権擁護委員との連携を強化し、学校や地域における啓発活動の推進に努め、市民の人権意識の高揚を図ります。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
市の審議会等における 女性委員の割合	%	25.6	増加
女性防災士数	人	198	増加
女性の町内会長・自治会長の 割合	%	6.68	増加
市職員の女性の管理職比率 (一般行政職：課長以上)	%	12.7	20.0
市職員の育児休業取得率	%	女性：100 男性：8.3 (令和元年度)	女性：維持 男性：増加

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）

Ⅲ-2 地域で支え合う福祉の増進

1. 地域福祉の充実



- (1) 多機関の協働による支援体制の充実…………… 1
- (2) 地域福祉活動の推進…………… 1
- (3) 福祉意識の啓発

2. 児童福祉の充実



- (1) 保育所の充実…………… 2 4
- (2) 地域の子ども・子育て支援体制の充実…………… 2 4
- (3) 子育て世帯への経済的支援など、
子育て世帯の負担軽減…………… 2 4
- (4) 児童の健全育成環境の充実…………… 4

3. 高齢者福祉の充実



- (1) 在宅支援の強化…………… 2 3
- (2) 介護予防の推進…………… 2
- (3) 生きがいくくりと社会参加の促進
- (4) 高齢者を支える地域コミュニティの強化…………… 2

4. 障害者福祉の充実



- (1) 障害者福祉サービスの充実…………… 10
- (2) 障害者の自立と社会参加の支援…………… 10
- (3) 障害者の社会的障壁の除去…………… 10

1. 地域福祉の充実



人口減少や少子高齢化、家族形態の多様化など、家庭や地域のつながりの希薄化が懸念される中、市民の誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

そのため、福祉意識の啓発とともに、地域福祉活動の推進など、地域の包括的な支援・サービス提供体制の充実を図り、市民一人一人が生活する権利を保障し、お互いが支え合える地域づくりに取り組みます。



(1) 多機関の協働による支援体制の充実 1

- 高齢、障害、児童その他対象者ごとに制度を充実させてきた従来の福祉サービスでは対応できない、「8050問題」、「ひきこもり問題」、「生活困窮者への支援」など、複雑化した課題に対応するため、制度のはざまの方々への重層的な支援体制の構築に取り組みます。
- 地域社会の変化と新たな支え合いの必要性のため、地域や住民の協力、共助の仕組みの構築に取り組みます。
- 地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えた協働を実践し、誰もが支え合う、「地域共生社会」の実現を目指します。

(2) 地域福祉活動の推進 1

- 地域の担い手の確保と育成を強化し、幅広い地域福祉活動を推進するため、中心的役割を担う輪島市社会福祉協議会の機能強化に取り組みます。
- 地域に根ざしたきめ細やかな福祉活動を行う各種団体の活動を支援します。
- 民生委員・児童委員及び地域福祉推進員への情報提供を行い、連携の強化に取り組みます。
- 地域住民の生活における多様な課題や、貧困などの困りごとを把握し、関係機関と行政との連携により、その解決に取り組みます。

(3) 福祉意識の啓発

- 住民を対象とした講演会等を開催し、福祉に対する理解や、住民参加活動の必要性に関する意識を高めます。
- 福祉等に関する情報の提供を行い、福祉意識の啓発を図ります。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域貢献見守り事業者数	事業者	72	75

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



2. 児童福祉の充実



少子化の進行、女性の社会進出、核家族化など、子育て環境が多様化する中、子どもたちが健やかに成長する環境づくりを目指します。

そのため、保育所におけるサービスの充実、地域の子育て支援体制の拡充、子育て世帯への経済的負担軽減等に取り組みます。

(1) 保育所の充実 2 4

- 児童数の動向を踏まえつつ、建て替えも含めた質の高い保育サービスの提供につながる保育施設の適正規模・適正配置について検討を行います。 **希望** **時流**
- 子育てと仕事の両立を支援するため、一時預かりや乳児保育等のサービス充実に取り組みます。

(2) 地域の子供・子育て支援体制の充実 2 4

- 子育て支援センターにおいて、親子の交流機会拡充や育児情報の提供等を含む、包括的な支援・相談拠点機能の強化に取り組みます。 **希望** **時流**
- 子育て世帯が抱える育児不安の相談・指導や、子育てサークルの育成・支援など、子どもの健やかな成長を育む、地域の子育て支援体制拡充に取り組みます。 **希望** **時流**
- 児童虐待や不適切な養育に迅速かつ的確に対応できるよう、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関との連携体制の強化に取り組みます。
- 幼児期から青年期にかけて、発達障害をはじめとする、多様化する子どもの生きづらさに対して、子ども関係部署、教育、福祉と連携し、子どもはもちろん、その家族も含めた支援の充実を図ります。

(3) 子育て世帯への経済的支援など、子育て世帯の負担軽減 2 4

- 子どもの医療費及びひとり親家庭等医療費の助成、保育料、放課後児童クラブ利用料の軽減、遠距離通学支援のための通学費補助など、子育て世帯への経済的支援に取り組みます。 **希望** **時流**

(4) 児童の健全育成環境の充実 4

- 放課後児童クラブの運営の充実等に取り組みます。 **希望** **時流**
- 児童に健全かつ安全な遊び場を提供するなど、子育ての充実を図ります。 **希望** **時流**

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
延長保育実施箇所数	カ所	11	11
生後3ヶ月未満児の 全戸訪問実施率	%	98.9	100
ハイリスク妊婦 ・特定妊婦支援率	%	58.8	60

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



3. 高齢者福祉の充実

2

高齢も
ゼロに

3

すべての人に
健康と福祉を

超高齢社会の進行とともに、高齢単身・夫婦のみ世帯の増加が見込まれる中、住み慣れた地域で高齢者等が安心して生活を送ることができる社会を目指します。

そのため、在宅支援の強化や介護予防の推進、高齢者の社会参加の促進にもつながる生きがいづくり等に取り組みます。



(1) 在宅支援の強化

2 3

- 要介護の高齢者とその家族等が精神的・肉体的な負担を軽減できるよう、在宅サービスの質の確保及び安定供給に取り組みます。
- 介護サービス等を受ける高齢者が安心して生活できるよう、地域密着型サービスの充実や、サービス体制の拡充等に取り組みます。
- 高齢者の心身の健康維持と生活支援の充実及び保健・福祉・医療の向上のために、地域包括支援センターが中心となり、介護施設、医療機関等との連携強化に取り組みます。
- 地域において、民生委員や児童委員、住民の声かけによる見守り、電話訪問、民間企業との連携による重層的な見守り体制の確立に取り組みます。
- 今後の増加が見込まれる在宅支援サービス分野にて、介護や生活支援等のサポーター及びボランティアの養成等に取り組みます。

(2) 介護予防の推進

2

- 自主的介護予防活動が地域で広く実施され、高齢者の活動参加拡大とともに、介護予防に関する広報及び自主的活動の育成・支援に取り組みます。
- 民間企業、NPO等が実施している事業や活動を地域の資源として活用し有効に機能するよう、介護予防の環境整備に努めます。
- 高齢者の健康寿命を延ばし、生活の質を高めるため、生活習慣病予防と介護予防を地域で総合的に展開するとともに、地域の支え合いの体制を構築し、高齢者支援の充実を図ります。

(3) 生きがいつくりと社会参加の促進

- 高齢者が健康で生きがいを持った日常生活を送れるよう、スポーツやボランティア活動等の生涯学習活動をはじめ、老人クラブ活動の充実と参加促進等に取り組みます。
- 高齢者の活躍の場を増やし、シルバー人材センターを中心とした高齢者の就労活動を推進します。
- 高齢者が担い手となり社会的役割や自己実現を果たすことで介護予防につながるよう、高齢者の社会参加を支援します。

(4) 高齢者を支える地域コミュニティの強化 2

- 地域高齢者を支えるため、地域の互助関係を再構築するための担い手育成とネットワーク化等に取り組みます。
- 高齢者に対する尊厳を持った態度での接し方を啓発するとともに、認知症対応の見守り、声掛け訓練の実施を支援します。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
生活圏域ごとの訪問系通所系 地域密着型サービス実施率	%	35	40
高齢者等の集いの場	カ所	66	75
就労継続支援利用者数	人	101	117

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



4.障害者福祉の充実



本市の障害者について、家族の高齢化も踏まえつつ、自立した日常生活を送り、社会参加が受け入れられるまちづくりを目指します。

そのため、障害者福祉サービスの充実とともに、支援体制の強化、社会的障壁の除去等に取り組めます。

(1) 障害者福祉サービスの充実 10

○障害者が地域で生活できるよう、自立支援給付や地域生活支援事業の充実、相談支援体制の強化等に取り組めます。

(2) 障害者の自立と社会参加の支援 10

○障害者と地域住民が分け隔てなく様々な立場に関わることのできる、地域に開かれた居場所づくりや日中活動の場の充実等に取り組めます。

(3) 障害者の社会的障壁の除去 10

○障害者が日常生活や社会生活を営む上での障壁を除去するための、配慮や工夫を推進します。

○市民の誰もが、相互に人格と個性を尊重し支え合い、すべての人に活躍の機会がある地域づくりの実現に取り組めます。

Ⅲ-3 生涯の健康づくり

1. 地域医療拠点機能の充実



- (1) 経営健全化の推進…………… 3
- (2) 地域医療体制の充実…………… 3
- (3) 公的医療機関として必要な機能の提供…………… 3
- (4) 保健・福祉機関との連携強化…………… 3
- (5) 在宅医療サービスの充実
- (6) 施設利用者の利便性向上
- (7) 施設利用者の満足度向上

2. 健康づくりの推進



- (1) 市民の健康づくり支援
- (2) 生活習慣病の発症及び重症化
 予防対策の強化…………… 3
- (3) 生涯にわたる健康づくりの推進…………… 3
- (4) 健康づくりのための人材育成

1. 地域医療拠点機能の充実



地域の中核病院として機能している市立輪島病院を中心に、市民の高度化・多様化するニーズに対応できるサービス水準の実現を目指します。

そのため、経営健全化を推進し、病院の機能強化と診療所等の連携強化、救急医療体制の充実など、地域医療体制の確立に取り組みます。



(1) 経営健全化の推進

3

- 安定かつ健全な病院経営に向けて、「第4次市立輪島病院改革プラン」（参考12）に基づく計画的な病院経営を推進します。
- 診療報酬改定時に、現在届け出ている基準の内容の変更点をチェックするとともに、収益向上に繋がる項目を洗い出し、収益増加に向けた取組を推進します。
- 地域の中核病院として、手術への積極的対応や保持すべき医療機能の確保、更には不採算部門の継続的取組を実施しつつ、病院事業全体における経営改善を推進します。

(2) 地域医療体制の充実

3

- 市立輪島病院における若手を中心とする医師や医療スタッフの確保、診療科目の充実及び高度医療機器の導入を図り、機能強化に取り組みます。
- 各診療所の機能充実を図る一方、市民等の医療ニーズにきめ細かく応えられるよう、市立輪島病院の「かかりつけ医」機能の充実にも取り組みます。
- 舳倉島を含めたへき地への医師や代診医の派遣、伝送装置の活用等においてICTを活用するなど、医療支援の充実に取り組みます。
- 情報連携による効率的・効果的な地域医療提供体制を構築します。

(3) 公的医療機関として必要な機能の提供

3

- 突発不測の疾病者への必要かつ適切な医療提供に当たり、夜間・休日診療体制の充実、一次・二次・三次医療相互の連携強化等に取り組みます。
- 民間医療機関による提供が困難な救急・小児・周産期・精神といった医療の提供に取り組みます。

- 検査体制の充実、感染患者の受入れ等引き続き能登北部医療圏の新興感染症等に対応する医療機関の要としてその役割を担っていきます。
- 子どもを抱える家族が子どもの体調不良時にも安心して働けるよう、病児保育及び病後児保育サービスを継続します。**希望** **時流**

(4) 保健・福祉機関との連携強化 **3**

- 保健、福祉機関との連携を密に保ち、各種検診や人間ドックの充実、保健予防活動、高齢者介護予防事業等の促進に取り組みます。

(5) 在宅医療サービスの充実

- 市民ができる限り住み慣れた地域で、在宅を基本に生活を続けられるよう、訪問診療や訪問看護等の在宅医療サービスの充実に取り組みます。

(6) 施設利用者の利便性向上

- 超高齢社会の更なる進行が見込まれる中、受診やリハビリテーションにおける通院環境の利便性向上に取り組みます。

(7) 施設利用者の満足度向上

- 市民に信頼される医療を提供できる病院を目指します。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
市立輪島病院常勤医師数	人	18	18
市立輪島病院(本院) 1日当たりの外来患者数	人	458.0	461.0
市立輪島病院 年間訪問看護件数	件	1,942	2,000

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）

参考 12:「第4次市立輪島病院改革プラン」の概要

■計画期間

2021年（令和3年）から2025年（令和7年）

■経営効率化に向けた方針

- ・住民に信頼される病院
- ・心温まる病院
- ・気持ちの良い接遇をする病院
- ・思いやりの心と感謝の気持ちをモットーとする病院
- ・高度かつ良質な医療を提供する病院
- ・防災に配慮した安全な病院
- ・健全経営を堅持する病院

＜基本戦略＞

- ・入院・外来収益の基盤拡充を図る。
- ・医療圏を超えた医療機関並びに市内及び医療圏内の医療機関、福祉施設等との一層の連携強化を図る。
- ・経費の節減及び抑制対策を行う。



2.健康づくりの推進



市民が生きがいを持って充実した毎を送るための大前提は健康であり、市民一人ひとりの健康長寿を目指します。

そのため、健康づくりに対する意識啓発をはじめ、疾病予防、疾病の早期発見及び早期治療のための健診体制・保健指導の充実に取り組みます。

(1) 市民の健康づくり支援

- 市民の食と運動に関する正しい知識の情報提供と意識啓発に取り組みます。
- こころの不調や病気について、医療機関や相談窓口、各種支援サービスの紹介など、こころの健康に関する支援を拡充します。
- 飲酒や喫煙の健康被害や、様々な社会問題との関連など、健康被害等に関する正しい知識の普及・啓発とハイリスク者への個別指導に取り組みます。

(2) 生活習慣病の発症及び重症化予防対策の強化 3

- 生活習慣病が健康寿命の最大阻害要因で、市民の医療費にも影響が大きいことを踏まえ、その予防と重症化予防対策等の保健指導を推進します。

(3) 生涯にわたる健康づくりの推進 3

- 妊娠から出産、育児各段階における保健指導及び健康診査等、切れ目のない支援に取り組みます。 **希望** **時流**
- 働き盛り世代の健康管理において、特に、メタボリックシンドロームの予防に努め、糖尿病等の減少に取り組みます。
- 高齢者の健康管理は、高齢期の特徴を理解した上で、生き方やライフスタイルに配慮した健康管理を進めるよう、取り組みを支援します。
- 市民一人ひとりが健全な食生活を実践し、生涯にわたって健康で豊かな生活を送れるよう、食育を推進します。
- 思春期保健対策とともに、次代の親づくりの基盤構築につながる、健全な母性・父性の育成支援に取り組みます。 **希望** **時流**

(4) 健康づくりのための人材育成

○市民の健康づくりを推進するため、母子健康推進員や健康づくり推進員、食生活改善推進員、自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応を図ることができるゲートキーパー等の育成に取り組みます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
特定健康診査受診率	%	41.5	60
特定保健指導実施率	%	62.5	60
後期高齢者健康診査受診率	%	28.7	35

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



IV-1 困難に打ち克つ人づくり

<p>1.学校教育の充実</p> 	<p>(1) 確かな学力の育成…………… 4</p> <p>(2) 豊かな心の育成…………… 4</p> <p>(3) 健やかな体の育成…………… 4</p> <p>(4) 教育環境の整備…………… 4</p> <p>(5) 学校教育の魅力化推進…………… 4</p>
<p>2.地域コミュニティの強化</p> 	<p>(1) コミュニティ活動への支援…………… 17</p> <p>(2) ボランティア活動の普及支援…………… 17</p> <p>(3) 地域活動拠点の充実…………… 17</p>
<p>3.地域で取り組む教育力の向上</p> 	<p>(1) 地域・家庭の教育力の向上…………… 4</p> <p>(2) 社会参加活動の促進</p> <p>(3) 健全な社会環境づくり</p> <p>(4) 学校・家庭・地域の連携強化…………… 4</p>
<p>4.生涯学習の推進</p> 	<p>(1) 生涯学習機会の充実…………… 4</p> <p>(2) 生涯学習拠点の機能拡充…………… 4</p> <p>(3) 学習ネットワークの整備…………… 4</p>
<p>5.スポーツによる人づくり</p> 	<p>(1) 未来のアスリートの発掘育成</p> <p>(2) スポーツ環境の充実…………… 3</p> <p>(3) スポーツ施設の有効活用…………… 3</p>

1. 学校教育の充実

4

其の思いを
みんなに

少子化のさらなる進行が見込まれる中、義務教育終了までの期間は、人が社会的に自立していくための基礎となる力を形成する重要な時期であること、さらには、本市で学ぶ機会を得た子どもたちが、学校の規模に影響されることなく、教師や地域、子どもたち同士の関係性をより強固に保てるように配慮することで、将来に渡り児童生徒が大きな夢を持ち、目標に向かって自らが考えて創造し、逞しく生きられる教育を目指します。



そのため、学校教育の充実を図り、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」の育成に取り組みます。

(1) 確かな学力の育成 4

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図り、多様な活動を通して「思考力・判断力・表現力」を養い、分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる教育を展開します。
- 児童生徒の多様性に向き合い、公正に個別最適化された学びを実現するため、従来からの特別支援教育による支援のほか、ICT機器の活用による児童生徒一人ひとりの習熟度等に応じた教育を実施します。 **交流** **時流**
- 教職員一人ひとりの資質能力を効果的に高めるための研修を実施するとともに、教職員が自主的・主体的に研修に取り組めるよう支援します。
- 登校から下校までの学校生活を送る上で想定される様々な危険から適切に身を守るための知識を習得することで、社会生活において自らの安全を守るための考え方や態度を育みます。

(2) 豊かな心の育成 4

- 児童生徒一人ひとりに、互いに尊重し合う心や思いやりの心、善悪を判断する力や社会のルールを身に付けるなど、豊かな人間関係を築くことができる力を育みます。
- 「輪島市子ども読書活動推進計画」（参考13）に基づき、児童生徒一人ひとりが本と出会い、生涯にわたって自ら読書を楽しむとともに、学び続けることができる環境づくりを進めます。
- 児童生徒のいじめ・不登校等の問題について、その未然防止と早期対応に向けた相談体制の一層の充実とともに、家庭・地域との連携強化に取り組みます。

(3) 健やかな体の育成 **4**

- 体育科の授業や運動部などの活動を支援し、児童生徒の心身の発達と体力の向上を図ります。
- 児童生徒が「食」の大切さや楽しみを実感し、食生活や食習慣に対し常に関心を持ち続け、将来にわたって健康に生活していけるよう、家庭や地域と連携を図りながら食育を推進します。 **希望** **時流**

(4) 教育環境の整備 **4**

- 学級数、児童数が減少する中で、地域の実情に応じた教育環境の改善を図るため、これまで実施してきた教育懇話会等における意見なども踏まえ、小規模校の在り方についての検討など、市内中学生、高校生が自身の希望、適正にかなった選択が出来るように、教育環境を整備します。
- 多忙化の解消が課題となっている教職員の労務環境を改善し、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保できるよう、校務の合理化や働き方の見直しに努めます。

(5) 学校教育の魅力化推進 **4**

- 魅力的な学校教育の充実を図るため、学校・行政・地域が連携し、子どもたちの学習意欲の高揚と学力の向上、キャリア教育の推進、学習センターの実施運営など子どもたちの希望を叶えられる学びの場づくりと地域への愛着と誇りを持った将来の輪島を担う人材育成に取り組みます。 **交流** **人材** **時流**

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
全中学校3年生の全生徒数に占める、「英語検定3級」を取得した生徒数の割合	%	56 (令和元年度)	80以上 (令和7年度)
非認知能力の養成に関して学校独自で策定する目標について、全小中学校における当該目標を達成した学校数の割合	%	- (令和元年度)	75以上 (令和7年度)

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）

参考 13:「第3次輪島市子ども読書活動推進計画」の概要

■計画期間

2017年（平成29年）から概ね5年間

■目標

1. 学校、家庭、地域社会での子どもの読書活動の推進

子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、学校、家庭、地域社会の子ども読書活動に携わるさまざまな団体、機関が連携・協力し、子ども読書活動を推進する。

2. 子ども読書活動に対する理解の促進

「子ども読書の日」や「読書週間」を中心とした啓発・広報などを行い、市民が子ども読書活動の意義や重要性について関心を持ち、推進する気運が高まるように努める。



2.地域コミュニティの強化



人口減少、少子高齢化、核家族化、生活様式の多様化などを踏まえ、市民の連帯感を高め、活発なコミュニティ活動による安心とやすらぎのある住みよい地域社会の実現を目指します。

そのため、自治会等のコミュニティ活動やボランティア・NPO活動等を支援するとともに、地域におけるコミュニティリーダーの育成、テーマ別の新たなコミュニティ活動の支援等に取り組みます。



(1) コミュニティ活動への支援 17

- 公民館活動の充実や町内会活動の活性化につながる取り組みを支援するなど、コミュニティ活動の活力増進を支援します。
- 地域住民による道路・河川等の愛護活動等や地域の自助・共助活動等、地域の連帯強化に関する活動を支援します。
- 既存のコミュニティ活動に加え、地域住民の多様なニーズに応える自発的なコミュニティ活動を育成・支援します。
- コミュニティ活動の継続に当たり、重要な役割を果たす活動リーダーの育成に向け、学習や交流機会の拡充等に取り組みます。

(2) ボランティア活動の普及支援 17

- 市内のボランティア活動状況等の紹介をはじめ、ボランティア体験や交流事業の実施を支援します。
- ボランティアのテーマに応じた講座や研修会の充実、専門的知識・技術習得講座の開設を支援します。
- 市内のボランティアグループやNPO法人等に対して、活動テーマに関する情報提供、市内外のネットワークづくりの活動を支援します。

(3) 地域活動拠点の充実 **17**

- 公共施設の機能転換及び再利用等により、地域住民が主体的に運営・管理するコミュニティ活動拠点の整備を支援します。
- ボランティア・NPO活動の情報収集や相談機能、活動等への参加、支援希望者の登録・斡旋等に取り組みます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域コミュニティ団体数	団体	22 (令和元年度)	30
地域コミュニティ参加者数	人	7,832 (令和元年度)	10,700

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）

3.地域で取り組む教育力の向上



学校の教育力の向上が求められる一方、家庭や地域における人間関係の希薄化や、社会参画への自覚の欠如等が問題となることも少なくなく、家庭や地域を含めた社会全体の教育力向上を目指します。

そのため、社会の変化に伴う家庭や地域の在り方、その機能も変化する中で、お互いの自主性を尊重しつつ、学校・家庭・地域それぞれの役割と責任を自覚し、「オール輪島」で教育を推進することができるよう、地域における教育体制の整備や家庭への支援、相互連携の仕組みづくりに取り組みます。



(1) 地域・家庭の教育力の向上 4

- 青少年が地域の中で心豊かに育つための体制を整備するとともに、地域で行う学習・スポーツ・文化・交流活動や家族ぐるみで参加できる行事の開催を支援します。
- 青少年が、社会の一員であることを自覚し、他者との相互理解を深め、学校、地域、職場等で自主的に活動するための交流機会の提供に努めます。
- 地域活動への参加意識の高揚と組織の強化を図るため、必要な指導や助言を行うとともに、地域活動において大きな役割を果たす指導者を育成します。

(2) 社会参加活動の促進

- 各地区の子ども会活動をはじめ、コミュニティ活動、地域の祭り、伝統行事等への積極的な参加促進に取り組みます。
- 青少年団体等のリーダーの養成及び確保に取り組みます。

(3) 健全な社会環境づくり

- 街頭補導や指導の強化など、警察及び関係機関、その他の団体と連携を強化し、青少年の非行の未然防止に取り組みます。
- 青少年の健全育成や非行防止活動を推進するため、広報媒体の活用やポスター、リーフレットの配布等普及啓発活動に取り組みます。
- 関係機関、地域、学校及び家庭が連携し、不登校やいじめ問題等への対応を推進します。

(4) 学校・家庭・地域の連携強化

4

- 学校や地域住民の積極的な参画を促しながら、学校・家庭・地域の連携・協力体制を構築し、地域が一体となって児童生徒を育む活動を推進します。
- 学校・家庭・地域の連携強化にあたり、積極的に学校の指導方針及び状況の開示に取り組みます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
スポーツ少年団登録団体数	団体	14	14
スポーツ少年団登録団員数	人	193	200
輪島市子ども育成会 連絡協議会加盟団体数	団体	22	22

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



4.生涯学習の推進



急速に変化していく社会の中で、市民が生涯を通じて生き生きと暮らし、互いに学び合うことができる地域社会の実現を目指します。

そのため、市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、誰とでも学習することができ、自らの人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の拠点施設である公民館や図書館の整備、生涯学習機会の拡充に取り組みます。

(1) 生涯学習機会の充実 4

- 地域住民のニーズに応じた学習メニューの充実、魅力ある講座の開設・運営等に取り組みます。
- 市民への幅広い学習情報の提供や、学習意欲の高い市民に対する相談・対応等の体制整備に取り組みます。
- 市民の多様な生涯学習活動を支援するため、少子高齢化に伴い会員が減少している各種生涯学習関連団体の会員数の増加、指導者やボランティアの養成等に取り組みます。
- 子どもから高齢者まで、幅広く読書の習慣が広がり、本を楽しみ、本に親しめるよう、読書ボランティアの育成を支援します。

(2) 生涯学習拠点の機能拡充 4

- 公民館を中心に、市民のニーズや活動内容を踏まえ、地域の実情に応じた施設の整備に努め、誰もが自主的に学び、活動できるよう、多様なニーズに対応した生涯学習の機会を提供します。
- 市民が教養を高め、様々な情報を得て主体的に行動し、心豊かな生活ができるよう、図書館サービスの向上に取り組みます。
- 障害者や高齢者も利用しやすい生涯学習環境の拡充に取り組みます。

(3) 学習ネットワークの整備 4

- 市民の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、生涯学習関連施設等との連携を図るなど、活動の多面的支援に取り組みます。
- 情報ネットワークを活用した学習支援システムづくりに取り組みます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
公民館講座受講者数	人	21,326 (令和元年度)	23,000 (令和7年度)

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



5.スポーツによる人づくり



スポーツ指導体制を強化し、世界の舞台で活躍する未来のアスリートを発掘・育成します。

また、変化の激しい社会において、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む基礎ともなる、スポーツを通じた人づくりを目指します。

そのため、市民一人ひとりのライフスタイルや、年齢・性別・体力・運動能力・興味等に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに取り組みます。



(1) 未来のアスリートの発掘育成

- 国内外のスポーツシーンで活躍するアスリートを指導者として確保することにより、幼児・ジュニア期から有能な人材を早期に発掘し、豊富なスキルを活かし世界で活躍できる人材の育成を図ります。
- 子どものスポーツ環境の充実を図るため、指導者の育成や資質向上に積極的に取り組みます。

(2) スポーツ環境の充実

3

- 幅広い年齢層を対象にした各種スポーツ教室・講習会・スポーツ大会を開催し、市民の生涯スポーツの振興に取り組みます。
- 地域コミュニティの増進や市民の健康生きがいがいづくりにもつなげる場として、「総合型地域スポーツクラブ」の活動を支援します。
- スポーツ振興団体の組織運営の自立を促し、本市における更なるスポーツ活動の拡充につながる取り組みを支援します。

(3) スポーツ施設の有効活用 3

- 市民のスポーツニーズの多様化に対応し、地域住民が身近にスポーツに親しめるよう、小・中学校の体育館や運動場等の開放に取り組みます。
- 本市のスポーツ環境を全国の各種競技団体等にPRし、費用対効果も考慮したスポーツ大会やスポーツ合宿の誘致に取り組みます。
- 既存のスポーツ大会の充実、見直しを図るとともに、新たなスポーツ大会の企画、開催により、スポーツを通じたコミュニティづくりに取り組みます。
- 輪島市体育協会と連携し、市外の体育協会との交流大会を開催することで、各競技の技術・能力の向上と交流促進に取り組みます。
- 国際大会、国内大会における事前合宿の誘致に取り組みます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
スポーツ指導回数	回	480	700
全国規模のスポーツ大会 出場者数(ジュニア)	人	21 (令和元年度)	100
公認スポーツ指導者数	人	48	50
各種スポーツ教室数	教室	95	100
体育施設年間利用者数	万人	19	30

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



IV-2 伝統・文化を次代につなぐ

1.文化・芸術活動の推進



(1)文化芸術に親しむ機会の拡充…………… 4

(2)新たな文化創造の拠点づくり

2.文化財の保存・活用



(1)文化財の保存…………… 11

(2)文化財の活用

1.文化・芸術活動の推進



市民力が地域づくりに大きな影響を与えることを期待し、人々の感性や表現力、想像力等を育み、市民一人ひとりが心豊かな生活を送れるよう、文化芸術活動の盛んな地域づくりを推進します。

そのため、文化団体と連携しつつ、文化芸術に関する市民の興味・関心を高め、市民が芸術文化に触れる機会の充実を図るなど、文化芸術活動を活かし人づくりとともに、文化芸術活動の拠点となる施設の充実等に取り組みます。



(1) 文化芸術に親しむ機会の拡充

4

- 優れた文化芸術の鑑賞の機会を提供するとともに、文化団体等との連携を図りながら発表の機会を創出するなど、文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- 多様な文化芸術活動が根付くよう、文化芸術を通じた様々な交流を支援します。
- 文化芸術活動が身近で参加しやすいものとなるよう、文化・芸術教室の開催や学習メニューの整備を支援します。

(2) 新たな文化創造の拠点づくり

- 市民のニーズに応じた利用しやすい文化拠点施設となるよう、文化会館・漆芸美術館などの各施設の環境整備に取り組みます。
- 新たな文化の創造のため、異なった文化・芸術の交流や文化団体との連携など、文化団体等が自ら企画運営する創造的な文化活動を支援します。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
輪島市文化会館の入館者数	人	41,408 (令和元年度)	65,000 (令和7年度)
石川県輪島漆芸美術館の入館者数	人	27,138 (令和元年度)	40,000 (令和7年度)

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）

2.文化財の保存・活用



本市の貴重な文化財を将来にわたって保存し、先人が培い継承した本市の宝を時代につなぐ地域づくりを目指します。

そのため、市内に所在する文化財の存在を広く市民に伝え、市民共有の財産であるという認識を深めつつ、文化財の価値を損なわないような保存に努めるとともに、市民が文化財に触れる機会を増やし、その価値を正しく理解して親しみを持つことができるよう取り組みます。



(1) 文化財の保存 11

- ユネスコ無形文化遺産登録など、文化財の上位指定等を目指し、文化財の保護意識の高揚に取り組みます。
- 指定文化財の適正な保存を図るとともに、未指定文化財の調査などを通じて新たな文化財の掘り起こしに努めます。
- 地域固有の財産である文化財に触れる機会を提供し、歴史や価値などを伝え、郷土愛の醸成に取り組みます。
- 地域の歴史や風土に関係がある郷土の伝統文化の伝承活動を支援するとともに、後継者の育成に取り組みます。 **人材** **時流**

(2) 文化財の活用

- 地域の歴史や郷土の伝統文化を活用し、まちづくりに活かせるリーダー及び団体の育成に取り組みます。 **人材**
- 伝統文化に携わる事業者等における職業・就業体験、人づくりに関わる各種団体の活動を支援します。
- 歴史・文化の体験活動の実施や文化財の解説板整備などにより、市民のみならず観光客をも対象にその魅力を発信できる体制を整えるなど、観光資源としての文化財の活用に取り組めます。 **交流**

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
(再掲) 国・県・市 指定文化財件数 (登録含む)	件	331	336

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



奥能登のあえのこと



旧角海家住宅



輪島の海女漁の技術



能登麦屋節



黒島天領祭



三夜踊（おどり）

V-1 行政経営基盤の強化

1. 行政サービス改革の推進



- (1) 行政事務の効率化
- (2) 計画的な財政の健全化…………… 16
- (3) 職員の資質向上…………… 16
- (4) I o Tを活用した行政サービスの向上
- (5) 情報インフラの合理化と再構築の推進

2. 広域連携の推進



- (1) 近隣市町・県・国との連携…………… 17
- (2) 国内諸都市との連携…………… 17

1. 行政サービス改革の推進



人口減少に伴う財源の減少など、厳しい財政状況の中で、市民の理解のもと、真に自立した地方行政の確立を目指します。

そのため、進化する IT 技術等を駆使しつつ、効率的で質の高い行政運営の追求と並行して、計画的な財政の健全化を図り、併せて、職員の資質や意欲、能力の向上等に取り組みます。

(1) 行政事務の効率化

- 目標管理型の事務事業評価を定着させ、効率的で質の高い行政運営を推進します。
- 計画的な職員数の適正化及び簡素で効率的な組織機構への改編を推進します。
- 庁内における部課の枠を超えたプロジェクトチームの編成を行い、組織の弾力的な運用による行政課題の解決を推進します。
- 市民のモデルなることを意識しつつ、職員のワークスタイルの変革を推進し、市民への波及に取り組みます。

(2) 計画的な財政の健全化 16

- 将来発生する公共施設等の更新需要に備えるとともに、中長期的な財源の確保及び財政負担の平準化を図るため、公共施設等総合整備基金を活用し、計画的な公共施設等の更新、改修等に取り組みます。
- 公共施設使用料の抜本的な見直しや、ふるさと納税等による新たな財源確保など、自主財源の安定的な確保を推進します。
- 事務事業見直しや経常経費削減、費用対効果を踏まえた財源の効率的な配分に努め、持続可能な財政運営への転換を推進します。
- 市有財産の売却または賃貸等による有効活用の促進に取り組みます。
- 公共施設等の未使用または低利用施設を対象として、統廃合、集約化、複合化を前提とする総合的な管理・運営に取り組みます。
- 地方公会計の整備により、財政の効率化・適正化及び財政情報の積極的な開示に取り組みます。
- 定型的業務や庶務業務を含む事務事業全般の民間委託など、公共施設の管理運営の合理化を推進します。

(3) 職員の資質向上 **16**

- よりよい行政サービスの提供にあたり、市民目線の徹底や行政の円滑化に向けた職場改善意識の浸透など、積極的に職員の意識改革を推進します。
- 人材育成とネットワーク構築等において有効な、国・県等への派遣研修や職場内研修、一般研修など、職員研修制度の充実を推進します。
- 人材育成と庁内活性化に向け、自己啓発研修や職場外研修の実施による職員のスキルアップに取り組みます。
- 管理職員による所属職員の人材育成とともに、人事評価制度を見直し、適材適所の人事配置の実施を推進します。
- 民間等の外部人材を積極的に活用し、新しい発想による取組や民間手法を取り入れた行政運営ができるよう職員・職場の活力増進に取り組みます。

(4) IoTを活用した行政サービスの向上

- 市民の利便性向上と行政運営の効率化に向け、行政手続や統計情報のオンライン化を推進します。
- 行政の透明性・信頼性の確保、効率化の促進等に向け、位置情報システムやオープンデータ、ビッグデータの活用に取り組みます。

(5) 情報インフラの合理化と再構築の推進

- 電子自治体化に伴うクラウドコンピューティングの活用により、情報システムに係る経費削減や住民サービス等の向上に向け、情報システムの集約と共同利用を進め、自治体クラウドの構築と展開に取り組みます。
- ソフトウェアの標準化・モバイル化など、職場のICT環境の変革に努め、事務プロセスの効率化を図ります。
- マイナンバー制度の運用にあたり、個人情報流出防止など、本市における情報セキュリティに係る抜本的な対策強化に取り組みます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
実質公債費比率	%以下	10.8(仮)	13
一般会計市債残高	億円以下	300	218
(再掲)行政手続のオンライン化	件	4	31
オープンデータ公開データ数	件	1	20
AI・RPAの導入件数	件	1	6

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）

2. 広域連携の推進



人口減少による行政サービスのスケールメリット等を図るため、広域行政事務活動の推進を目指します。

そのため、各種施設や道路等の基盤整備や防災対策、職員の共同研修やごみ・し尿処理、火葬のほか、広域にわたる交通基盤整備や情報通信網整備、広域観光ルート整備等に取り組みます。

(1) 近隣市町・県・国との連携 17

○広域の観光や防災対策をはじめ、地球環境の保全、交通網整備等、関係する市町・県・国との連携によるサービス向上に取り組みます。

(2) 国内諸都市との連携 17

○飛越能地域の諸都市との広域観光ルート設定や、観光プロモーションをはじめ、学術・文化・経済の交流等の様々な連携・推進に取り組みます。



V-2 さらなる協働によるまちづくりの展開

1. 多様な連携の推進



- (1) 積極的な情報公開と
必要な情報の有効活用…………… 16
- (2) 市民協働機会の拡充…………… 16
- (3) 広報・広聴活動の充実…………… 16

2. 輪島の応援ネットワーク形成



- (1) 政策ブレインのネットワーク形成…………… 17
- (2) 間接・直接的な輪島市のPR主体との
関係構築…………… 17

1. 多様な連携の推進



行政経営基盤の強化とともに、今後とも市民との多様な連携による「協働」のまちづくりの展開を目指します。

そのため、市民の中に「自分たちのまちは、自分たちで作り上げる」という自立の発想を促し、行政として、その芽を育て、市民がまちづくりのために自らできることを考え、実践する場づくり等に取り組みます。

(1) 積極的な情報公開と必要な情報の有効活用 16

- 市民に対するまちづくりに関する情報を正確かつ適宜に提供できるよう、議会中継の充実や行政資料の提供等の情報開示に取り組みます。
- マイナンバーなど、市が管理する個人情報の適正な取り扱いとともに、マイナンバーカードの普及のために市民が取得しやすい環境を整え、利活用範囲の拡大等に取り組みます。

(2) 市民協働機会の拡充 16

- 市民が有する専門的な知識やネットワーク、地域における人間関係等を活かし、地域課題に対応する非営利民間セクターの設立・運営を支援します。
- 市内外のまちづくりに携わるグループや団体等との情報交換の機会を設け、積極的な活動支援を推進します。
- 各種計画策定機会への参画者の公募及び検討内容のホームページでの公開など、パブリックコメント制度の活用を推進します。

(3) 広報・広聴活動の充実 16

- まちづくり等に関する積極的かつ主体的な意見を市政に反映させるため、市政懇談会とともに、電子メール等による市民意見の聴取等に取り組みます。
- 優良な活動や、活動成果を上げた様々な地域活動を紹介するとともに、ホームページの積極的な活用、「広報わじま」の紙面充実等に取り組みます。

目標指標

指標	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
市ホームページの年間閲覧数	View	45,167,394	80,000,000

※現状値：令和2年度時点の結果を想定（異なる場合は、対象年度を記載）



輪島市ホームページ



広報わじま

2. 輪島の応援ネットワーク形成



情報入手の速さや精度が政策判断を左右する中、本市の地域づくりに関わる多様な応援ネットワーク構築を目指します。

そのため、職員の国や研究機関等への派遣、学識経験者との勉強会開催、文化人等との交流機会拡充に取り組みます。

(1) 政策プレーンのネットワーク形成 17

- 本市の諸計画立案等にあたり、高度な専門知識や最新情報を有する学識経験者等から助言・提案等を受ける関係の構築とその継続に取り組みます。
- 国の政策や制度改革等の動向をいち早く捉え、ヒト・モノ・カネの各分野で本市の施策推進に活かせるよう、中央省庁への職員派遣による行政情報及び人的ネットワークの構築に取り組みます。

(2) 間接・直接的な輪島市のPR主体との関係構築 17

- 本市の魅力を評価する文化人等に対し、積極的な交流や情報提供の機会を設け、それぞれの方の個人的ネットワークを活かした、対外的な本市のPR等を推進します。
- ふるさと納税をはじめ、市民レベルで輪島市を支援する人々との関係をさらに深めるため、人的な交流機会の提供や情報発信等に取り組みます。

序 章

基本構想編

基本計画編

参考資料

1 SDGsの17の目標

目標	説明
	<p>1.貧困をなくそう</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援が求められています。</p>
	<p>2.飢餓をゼロに</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>3.すべての人に健康と福祉を</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保健制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
	<p>4.質の高い教育をみんなに</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p>
	<p>5.ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
	<p>6.安全な水とトイレを世界中に</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
	<p>7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
	<p>8.働きがいも経済成長も</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や公用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
	<p>9.産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>

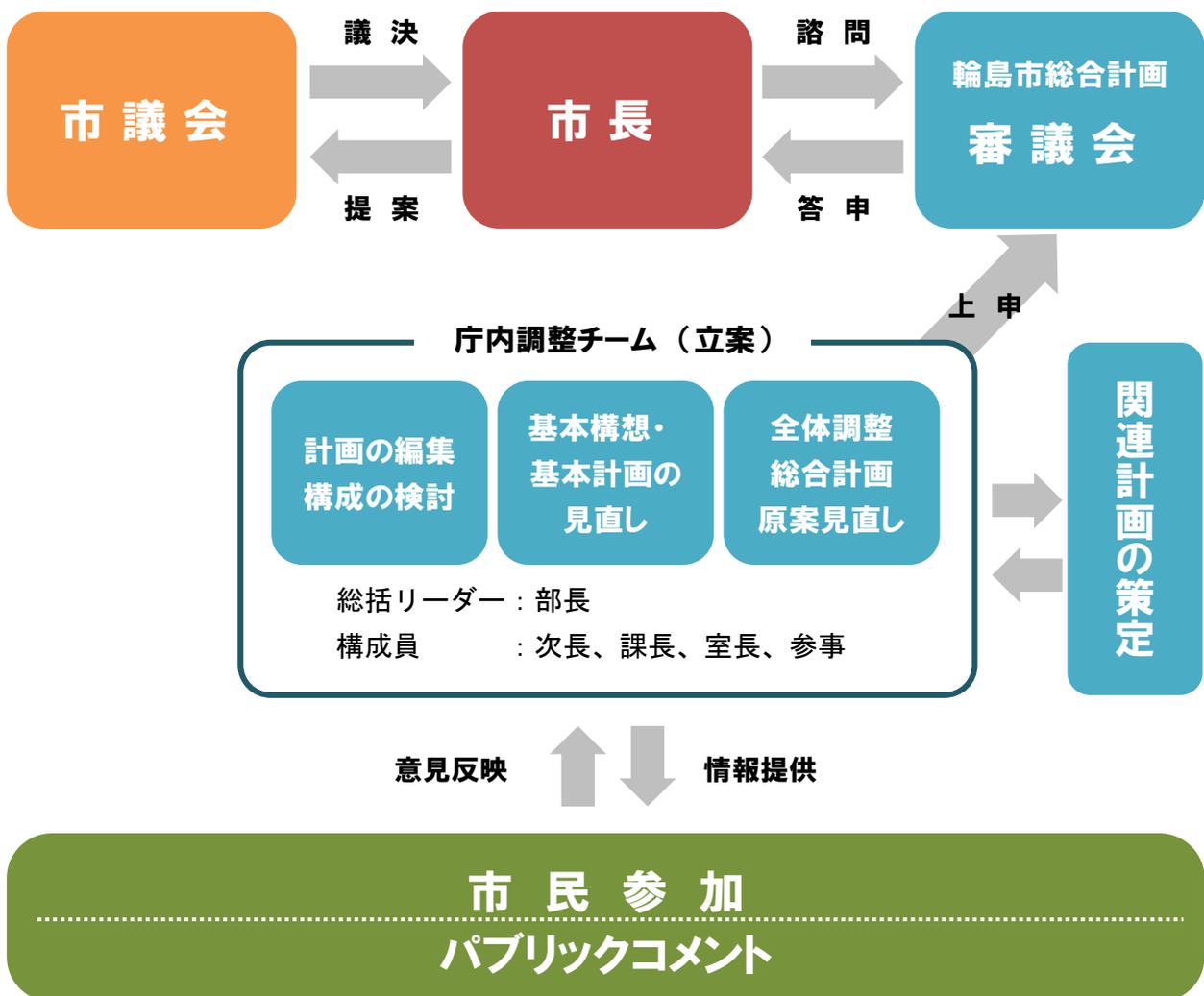
目標	説明
	<p>10.人や国の不平等をなくそう</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。小数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>11.住み続けられるまちづくりを</p> <p>包括的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<p>12.つくる責任つかう責任</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>13.気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>14.海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われていています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>15.陸の豊かさを守ろう</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>16.平和と公正をすべての人に</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>17.パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

※国の関係各省庁が参考資料として示している「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）—導入のためのガイドライン—（2018年3月版（第2版）」（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集）において記載されており、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）が示した内容を日本語訳したもの

2 策定経過

年月日	委員会等
令和3年10月22日	第1回輪島市総合計画審議会
令和3年11月29日	第2回輪島市総合計画審議会
令和3年12月7日～令和4年1日5日	パブリックコメント募集
令和4年1月●日	第3回輪島市総合計画審議会

3 策定体制



4 輪島市総合計画策定条例

(平成 28 年 6 月 27 日条例第 31 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 輪島市自治基本条例(平成 19 年輪島市条例第 59 号)第 14 条に規定する総合計画をいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の将来像及びこれを実現するための基本方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想を実現するための施策を体系的かつ具体的に示すものをいう。

(構成及び位置付け)

第 3 条 総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する。

2 総合計画は、市の最上位の計画とし、市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更にあつては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第 4 条 総合計画は、市の最上位の計画としての位置付けを踏まえ、総合的な見地から策定しなければならない。

- 2 総合計画は、適切な計画期間を設定し、地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(輪島市総合計画審議会)

第 5 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、輪島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に関し必要な事項について審議を行い、その意見を市長に答申する。
- 3 審議会は、市長が任命し、又は委嘱する委員 20 人以内で組織する。
- 4 委員は、当該諮問に係る答申をしたときは解任されるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第 6 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年輪島市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1第18号中「自治基本条例に関する審議会委員」の次に、「総合計画審議会委員、創生総合戦略推進審議会委員」を加え、「都市計画審議会委員、創生総合戦略推進審議会委員」を「都市計画審議会委員」に改める。

5 輪島市総合計画審議会規則

(平成 28 年 6 月 27 日規則第 50 号)

改正

平成 30 年 3 月 30 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、輪島市総合計画条例(平成 28 年輪島市条例第 31 号)第 5 条第 5 項の規定に基づき、輪島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第 2 条 審議会の委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定めるものとする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初に開かれる会議については、市長がこれを招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 会長は、必要に応じて審議会の会議に関係者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、輪島市総合計画条例の施行の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日規則第 10 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

6 輪島市総合計画審議会 委員名簿

	氏名	所属	役職
会長	久岡 政治	輪島市商工会議所	会頭
副会長	平野 真人	輪島市区長会長会	会長
委員	沢田 隆	門前町商工会	会長
委員	新甫 実	一般社団法人輪島市観光協会	会長
委員	古坊 勝利	能登森林組合輪島支所	支所長
委員	藤田 繁信	おおぞら農業協同組合	代表理事組合長
委員	笹原 丈光	石川県漁業協同組合輪島支所	支所運営委員長
委員	日南 尚之	輪島漆器商工業協同組合	理事長
委員	上畠 忠雄	輪島市社会福祉協議会	会長
委員	水口 トモ子	輪島市婦人団体協議会	会長
委員	花野 芳博	連合石川能登地域協議会	事務局長
委員	稲垣 健	一般社団法人輪島青年会議所	理事長
委員	杉野 好章	輪島公共職業安定所	所長
委員	國田 光徳	輪島市銀行会 幹事銀行 のと共栄信用金庫輪島支店	支店長
委員	堂下 真紀子	公募委員	-

(敬称略)

第2次輪島市総合計画(後期基本計画)

発行日 令和4年3月 〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
発行 石川県輪島市 TEL : 0768-23-1113 FAX : 0768-23-1855
企画・編集 輪島市 企画振興部企画課 URL : <https://www.city.wajima.ishikawa.jp/>
